沖縄振興特別措置法に基づく経済特区の活用 -企業誘致と起業の促進という観点から-

伊 達 竜太郎

- I はじめに
 - 1 沖縄振興開発計画から沖縄振興計画への経緯
 - 2 沖縄振興特別措置法と沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)の概要
 - 3 経済特区の概要(沖縄経済特区・構造改革特区・総合特区・国家戦略特区)
- II 海外の経済特区
 - 1 ヨーロッパの状況
 - 2 オーストリアとドイツ (バイエルン州) の状況
 - (1) 海外視察の概要
 - (2) オーストリアの状況
 - (3) ドイツ (バイエルン州) の状況
- Ⅲ 沖縄経済特区と沖振法
 - 1 概要
 - 2 物流特区
 - (1) 物流特区の概要
 - (2) 那覇空港を中継拠点とした ANA とヤマトグループ等の動向
 - 3 情報特区
 - 4 経済金融特区
 - (1) 経済金融特区の概要
 - (2) 経済特区における唯一の認定企業の撤退事例と新たな認定企業
 - 5 国税の優遇措置を受けるための認定要件
 - (1)「法人」
 - (2)「常時使用する従業員の数(従業員要件)」
 - (3)「設立」
 - (4)「当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」
 - (5)「専ら」要件の緩和・廃止
- IV 結び

I はじめに1)

¹⁾本稿の基本的な内容に関しては、2012年度の沖縄法政学会の第25回大会において研究報告の機会を頂き、質疑応答においても有益な示唆を得た。その後に、伊達竜太郎「改正沖縄振興特別措置法に基づく経済特区の活用~企業誘致と起業の促進という観点から~」沖縄法政学会会報25号(2013年)2頁を公表した。本稿は、論文公表後の状況や海外視察の情報等も掲載した上で、学会会報の内容に加筆修正を行ったものである。また、2015年11月27日には、沖縄国際大学沖縄法政研究所の第55回研究会において、「沖縄経済特区と法~企業誘致と起業の促進という観点から~」のタイトルで報告を行い、諸先生方から大変貴重なご指摘を頂いた。ここに厚く御礼を申し上げる次第である。

1 沖縄振興開発計画から沖縄振興計画への経緯2)

沖縄県では、本土復帰を果たした1972年から2001年までの30年間で、第1次から第3次までの「沖縄振興開発計画」が行われた。そこでは、「本土との格差是正」等を目的に、沖縄県の開発を主眼とする社会資本整備等が行われた。第1次振興計画の主要事業は「沖縄国際海洋博覧会」であり、観光客流入の増加とともに、那覇空港等のハード事業で国からの高率補助制度により、基盤整備が急速に進んだ。第2次振興計画では、沖縄コンベンションセンターや県立芸術大学の建設、第3次振興計画では、平和祈念公園や那覇空港ターミナルビル建設等の公共工事が数多く行われ、2000年の「沖縄サミット」も開催された。このように、1972年5月15日の沖縄の本土復帰に伴って創設された「沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)3)」を基に巨額の財政資金が投入され、社会資本の整備・県民生活の向上・経済成長等で成果を得ていた反面、公共主導型経済となり、自立型経済の方向と相反する状況も生まれていた。

その後、2002 年から 2011 年までの第 4 次振興計画においては、重要な転換期にあたり、従来の「沖縄振興開発計画」から「開発」の文言が抜けて、「沖縄振興計画」へと名称が変わり、「民間主導の自立型経済の構築」が基本方向の一つとして位置付けられて、施策の展開が図られた4)。この2002 年の振興計画では、金融関連や情報通信産業関連で「特区制度」が新たに創設されたことに伴い、県外や海外からの民間資本流入を目指していた。本土復帰から第 4 次振興計画までの 40 年間に、国から沖縄県への振興予算が 10 兆円にも上っており、基盤整備・就業者数の増加・観光産

²⁾ 沖縄振興策や沖縄振興特別措置法に関するこれまでの経緯については、牧野浩隆『バランスある解決を求めて一沖縄振興と基地問題ー』(文進印刷株式会社、2010年)、岡本誠司「沖縄振興法制と沖縄振興一括交付金・経済特区について」地方財政53巻8号(2014年)120百参昭。

³⁾ 昭和46年10月16日に、第67回臨時国会(いわゆる沖縄国会)に提案された沖縄振興開発特別措置法案は、同年12月30日に可決・成立した。沖縄振興開発特別措置法については、藤田康夫「沖縄の総合的な振興開発をめざして」時の法令799号(1972年)35頁参照。

⁴⁾ このような名称変更に基づく法改正は、沖縄県の「開発」という側面から、「自立型経済」を目指す方向へ舵を切ったと言える。

業の成長等において、一定の成果を上げたと言える。しかし、雇用を創出する有力な地域産業は未だ十分ではなく、公費依存体質・県民所得の向上・ 失業率の改善等の課題は残されたままである5)。

2 沖縄振興特別措置法と沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)の概要 このような状況の中、「沖縄振興特別措置法(以下、「沖振法」という)(平成 14 年法律第 14 号) 6)」の重要な改正が行われた。2012 年度から 10 年間の沖縄振興の指針となる「改正沖振法案」と「軍用地跡地利用推進特措法案」が、2012 年 3 月 30 日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、同年4月に施行された。これに伴い、新たな沖縄振興計画となる「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画) 7)」が、同年 5 月に公表された。沖縄 21 世紀ビジョン基本計画は、沖振法 4 条に基づく「沖縄振興計画」としての性格を有している8)。

また、本土復帰から第4次振興計画までの従来の振興計画は、国が政策を立案して、国が責任を持って実行してきた。しかし、2012年の振興計画からは、従来の振興計画と異なり、沖縄県が初めて主体的に策定して、沖縄県が実行主体となるという新たな振興計画である。これは、「沖

^{5) 2015}年10月分の沖縄県における労働力調査によると、就業者数が67万4,000人となり、前年同月に比べて、2万人増加している〈http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/lfs/lfs.pdf〉。これは、8ヶ月連続の増加であり、「宿泊業・飲食サービス業」「製造業」「医療・福祉」等の分野で増加している。完全失業率は、4.9%となっている。このように、沖縄県における失業率は改善しつつあるが、全国的に見ると、未だ高い水準にあることから、さらなる改善が求められると思われる。なお、正規雇用者は32万4,000人の58.7%であり、非正規雇用者は22万8,000人の41.3%という状況であり、正規雇用者の増大に向けても、さらなる改善が望まれる。

⁶⁾ 沖振法や沖縄経済特区に関する先駆的な文献としては、名護市国際情報通信・金融特区創設推進プロジェクトチーム=大和証券グループ金融特区調査チーム編『金融特区と沖縄振興新法』(商事法務、2002年)参照。

⁷⁾ 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の詳細は、沖縄県企画部企画調整課『沖縄 21 世紀ビジョン 基本計画(沖縄振興計画・平成 24 年度~平成 33 年度)』(沖縄県、2012 年)参照。

⁸⁾ この「沖縄振興計画」の前提として、内閣総理大臣の決定により策定された「沖縄振興基本方針」においては、沖縄振興の方向として、①沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展、②わが国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成、3)潤いのある豊かな住民生活の実現という3点が示されている。

縄県主導型の沖縄振興」への歴史的な転換である。すなわち、2012年の沖振法改正に伴い、①「沖縄振興計画」の策定主体を国から沖縄県に移行するとともに、②より自由度の高い「沖縄振興一括交付金制度⁹⁾」が創設され、③産業振興に資する税制優遇措置を伴う地域指定制度(「経済特区」等)の創設・拡充等が行われて、沖縄の優位性を生かした主体的な施策展開を可能としている。

なお、振興の主体が沖縄県となり、施策運営の自由度は増したが、新たな振興策の達成に向けて、制度を活用する沖縄県や市町村の政策立案能力と実行力の真価が問われてくる。それと同時に、「内閣総理大臣は…提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる(沖振法4条7項)」として、国による一定の関与は残っている。適正な制度運用の観点から、国の関わり方によって、沖縄県の自由度が縛られないかも注目すべき点であろう。沖縄県の裁量の余地が広がり自由度を高めたことで、地元の特性に合った産業振興がやりやすくなる反面、今後は、沖縄県が、自己責任で施策展開することをより意識する必要もある。

3 経済特区の概要(沖縄経済特区・構造改革特区・総合特区・国家戦略特区)10 経済特区 (Special Economic Zone: SEZ) とは、一定の地域を指定して、その地域において他地域とは異なる税制(優遇税制)や規制(規制緩和)等の定めを設けて、地域経済の発展、ひいては国民経済の発展に寄与

⁹⁾②「沖縄振興一括交付金制度」については、当時存在していた全国制度としての一括交付金と異なり、「沖縄振興特別措置法」という法律に明記されて位置づけられていることや、「沖縄振興特別推進交付金」というソフト事業等を対象として、各省に移し替えをせずに、内閣府で執行する沖縄独自の制度を創設したことが大きな特徴となっている(岡本・前掲注(2)125頁)。

¹⁰⁾ 構造改革特区と総合特区に関しては、伊藤白「総合特区構想の概要と論点―諸外国の経済 特区・構造改革特区との比較から」調査と情報 698 号 (2011 年) 1 頁に詳しい。

また、構造改革特区・総合特区・国家戦略特区の概要に関しては、内閣府主催の「国家戦略特区シンポジウム」(2015 年 6 月 26 日開催) 10 頁 〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/sympo_naikakufu.pdf〉、高坂晶子「国家戦略特区の実効性向上に向けて」JRIレビュー9巻19号(2014年) 35 頁参照。

するものである ¹¹⁾。ある地域を一定の範囲に区切って、他地域と異なる規制体系等を設けることで、特例措置を行う一国二制度的な要素を含む地域となる。そして、経済特区の性質により、(1)税の軽減・減免を用いる「保税特区(税制緩和特区)」・(2)税制以外の規制緩和措置をとる「規制緩和特区」・(3)両者の機能を併せ持つ「税制・規制緩和特区」に分類される ¹²⁾。

わが国の経済特区は、主に、①「沖縄経済特区(構造改革特区以前)」・② 2002 年に生まれた「構造改革特区」・③ 2011 年に始まった「総合特区」・④ 2013 年に創設された「国家戦略特区」のように分類される ¹³⁾。ここで、例えば、①沖縄経済特区は「(1) 保税特区」に、②構造改革特区は「(2) 規制緩和特区」に、③総合特区と④国家戦略特区は「(3) 税制・規制緩和特区」に分類されると思われる。①「沖縄経済特区」については、「Ⅲ沖縄経済特区と沖振法」において詳細に論じていくので、以下では、それ以外の経済特区について概観する。

まず、実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがある。②「構造改革特区制度」は、こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的として創設された ¹⁴⁾。②構造改革特区制度の流れとしては、(a) 規制の特例措置の提案、(b) 特区計画の認定、(c) 規制の特例措置の評価により構成されている ¹⁵⁾。「規制緩和」を試行的に実施して、最終的には、「全国展開」を

¹¹⁾ 占部裕典「経済特区税制ー沖縄振興特別措置法における『地域優遇税制』」日税研論集 58 号(2008 年)152 頁。

¹²⁾ 伊藤・前掲注(10) 1 頁。

¹³⁾ 構造改革特区・総合特区・国家戦略特区の比較については、本稿 10 頁以下に掲載する(図表1)参照。

¹⁴⁾ 内閣府ホームページ〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html〉。な お、構造改革特区の議論に関しては、八代尚宏「経済成長戦略における構造改革特区の役割」 税研 28 巻 2 号(2012 年)24 頁、若生幸也「特区制度における規制改革の課題と展望:構 造改革特区を事例に」年報公共政策学 7 号(2013 年)255 頁も参照。

¹⁵⁾ 内閣府ホームページ・構造改革特区の概要〈<u>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/pdf/kouzou_gaiyo.pdf</u>〉。

視野に入れた制度である。

次に、③「総合特区」は、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメードで総合的に支援を行う(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)¹⁶⁾。地域からの規制改革等の提案を受けて、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議することになる。

そして、④「国家戦略特区」は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めている「7)。国家戦略特区制度のポイントは、「岩盤規制改革の突破口」や「日本経済の成長のエンジン」との位置付けを行っており、規制緩和のメニューや区域は、「総理主導」の枠組みで選ぶことになる。特区ごとの「区域会議」では、国(特区担当大臣)・自治体・民間の「推進役」で構成されて、3者が対等の立場であり、「特区諮問会議」において、最後は、内閣総理大臣が決断することになる 18)。

なお、後掲する(図表 1)からも分かるように、2015 年 6 月末時点において、②構造改革特区では、374 件の特区が認定されている。規制緩和に弊害がないと認められて、全国適用されて解消した特区を含めると、1,241 件の特区計画が認定されていた。③総合特区では、合計 48 区域が認定されており、国際戦略総合特区の7 区域と地域活性化総合特区の41 区域という内訳である。

¹⁶⁾ 内閣府ホームページ・総合特区制度の概要〈<u>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/pdf/sogotoc_gaiyo.pdf</u>〉。

総合特区においては、(1)国際戦略総合特区と(2)地域活性化総合特区がある。

¹⁷⁾ 内閣府ホームページ・国家戦略特別区域法の概要〈<u>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/</u>tiiki/kokusentoc/pdf/kokusentoc_gaiyo.pdf〉。

なお、構造改革特区との連携として、(1) 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の 推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支 援し、(2) 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載して、総理の 認定を受けることで活用が可能になる。

¹⁸⁾ 内閣府・前掲注(10)2頁。国家戦略特区の議論に関しては、中田雄介「特区制度に関する論点整理と国家戦略特区の今後の展望」地銀協月報648巻(2014年)13頁も参照。

②構造改革特区の数が多い要因としては、税制緩和を伴う税制優遇措置等がなく、規制緩和も比較的容易な小粒な例が多いことが挙げられる ¹⁹⁾。他方で、③総合特区は民主党の看板政策であったが、現在は募集を停止している。総合特区は、5年間の金融支援が期限を迎える 2016 年以降は、指定終了を含めた措置が見込まれている。

また、④国家戦略特区は、第1弾として、2014年5月1日に、東京都を中心とした東京圏・大阪府を中心とした関西圏・新潟県新潟市・兵庫県養父市・福岡県福岡市・沖縄県の6区域を指定した²⁰⁾。さらに、第2弾として(「地方創生特区」の第1弾として)、2015年8月28日に、秋田県仙北市・宮城県仙台市・愛知県の3地域を指定した²¹⁾。そして、第3弾として、2015年12月15日に、広島県・千葉市・愛媛県今治市・北九州市の4つの自治体の追加を決めた²²⁾。このように、2015年12月15日現在において、国家戦略特区は、全10地域にまで拡大している。

④国家戦略特区に指定された各特区の具体的な改革方針として、例えば、 東京圏は、東京都・神奈川県の全域または一部・千葉県成田市を対象区域 としており、国際ビジネスとイノベーションの拠点としている。 関西圏は、

¹⁹⁾ 日本経済新聞(朝刊) 2015年5月6日15頁。

²⁰⁾ 首相官邸ホームページ・国家戦略特区特集〈<u>http://www.kantei.go.jp/jp/headline/</u> kokkasenryaku tokku2013.html〉。

²¹⁾ 秋田県仙北市は、医療分野の規制緩和により、温泉を使った医療ツーリズムを拡大する。 宮城県仙台市は、NPO 法人の設立手続きの簡素化により、起業の拡大を目指す。従来までは、 申請書類の縦覧期間に2ヶ月必要であったが、特区では2週間程度に縮める。また、会社設立の手続きが1カ所でできるように、公証役場以外でも定款認証の手続きができる。愛知県は、 特区の活用によって、2016年に開校する「県立愛知総合工科高等学校専攻科」の運営を民間に任せ、製造業の担い手を育てる構想を描いている。これらの点に関しては、日本経済新聞(朝刊)2015年3月20日5頁参照。

²²⁾ NHKホームページ 〈http://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20151215/4300831.html〉。広島県では、働き手を確保するために、起業する外国人等の在留資格の要件緩和を目指している。愛媛県今治市では、獣医師を養成する国際教育拠点の整備を、北九州市では、介護ロボットの導入促進や一般住宅に旅行者を有料で泊める「民泊」の実施を計画している。千葉市では、小型無人機「ドローン」を活用して、医療用医薬品(処方薬)や生活必需品を宅配する方針である。ネット通販大手の米アマゾン・ドット・コムが参入する見通しで、実現すれば世界初の実用化となる可能性がある(日本経済新聞(朝刊)2015年12月15日1頁)。なお、広島県と愛媛県今治市は1つの特区として指定され、千葉市は東京圏の一部に、北九州市は福岡市に合流する。

大阪府・兵庫県・京都府の全域または一部が対象区域となっており、医療等のイノベーションやチャレンジ人材支援の拠点としている。新潟県新潟市は、大規模農業の改革拠点として、兵庫県養父市は、中山間地農業の改革拠点として、福岡県福岡市は、創業のための雇用改革拠点として、沖縄県は「国際観光拠点(以下、「観光特区」という)」として指定されている²³)。

この中でも、沖縄県に関して、沖縄県のリーディング産業の一つは観光業であり、近年は、円安の影響から海外よりも沖縄旅行を選択する人が増えたこと、LCC や海外路線の相次で就航による外国人観光客が増えたこと等により、沖縄県への入域観光客は大幅に増加している²⁴⁾。実際にも、2011年度の沖縄県への入域観光客数 553万人が、2013年度は 658万人となり、わずか2年間で年間 100万人以上の観光客が増加した。その2年後の2015年度には、沖縄県入域観光客統計概況(2015年 10月発表)によると、上半期(4月~9月)だけでも、409万3,000人で過去最高を更新しており、対前年比+36万人と+9.7%の状況から、年度単位で見ても、700万人を超える過去最高の更新も予想される²⁵⁾。沖縄県を「観光特区」として指定したことは、最近の沖縄県における観光業界の時流に沿ったものであるとも思われる。

なお、本稿の関心対象の地域として、「国家戦略特区」の中でも、沖縄県の「観光特区」の区域計画に関しては、以下に参考として掲載しておく。沖縄県が「観光特区」として指定されたことから、今後は、世界水準の観光リゾート地を目指して、地域の強みを活かした「観光ビジネスの振興」をするとともに、「イノベーション拠点の形成」を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出することが期待される 26)。

²³⁾ 首相官邸ホームページ・国家戦略特区特集〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kuikikeikaku_okinawa_h270909.pdf〉。

²⁴⁾ 岡本・前掲注 (2) 137 頁。

²⁵⁾ 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課ホームページ〈http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/statistics/tourists/documents/h27-4-9 gaikyou.pdf〉。
26) 岡本・前掲注(2)137 頁。

【沖縄県の区域計画】

- 1 国家戦略特別区域の名称:「沖縄県国際観光イノベーション特区」
- 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容
- (1) 名称:国家戦略道路占用事業

内容:エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下のi)・ii)及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- i) 旭橋都市再開発株式会社
 - ・モノレール旭橋駅周辺地区内の国道 330 号及び那覇市道泉崎牧志線
- ii) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会
 - ・国際通り沿線(県道39号)
- (2) 名称:国家戦略特別区域限定保育士事業

内容:保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育 士事業)

保育士不足解消等に向けて、沖縄県がその県内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備や地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興が促され、沖縄県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

【(図表 1) 構造改革特区・総合特区・国家戦略特区の比較(2015年6月 26日時点)27)】

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
目的・趣旨	現場ニーズに基 の 大さ、 は は 性化 会 は 大さ、 大さ、 大さ、 大さ、 大さ、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き	地域の先取して 取組に対例措・財授の が規にが が表記に対して が表記に対して が表記に対して が表記に対して が表記に対して が表記に対して が表記に対して がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がままする。 がまままする。 がまままする。 がまままする。 がまままする。 がままままする。 がまままままする。 がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	革すすのにに、 立まと競いので、 がで、力なのを がで、力なのを がで、力なのが、 がで、力なのが、 がで、力なのが、 がで、力なのが、 がで、力なのが、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 が
制定年月	2002年12月	2011年6月	2013年12月
国・地方・民間の関係	規制の特例措置 を活用する地方 公共団体からの 申請に基づき、 国が構造改革特 区計画を認定	地方公共団体からの申請に基づき、国が特区を指定、総合特区計画を認定	針を決定。特区ご

^{27) (}図表 1) は、内閣府・前掲注 (10) 10 頁に基づいて作成した。なお、経済特区に関する議論としては、上述した諸論文に加えて、伊藤敬「復興特区制度の現状と税制上の特例」税研 28 巻 2 号 (2012 年) 30 頁、神山弘行「税制と特区制度に関する覚書」税研 28 巻 2 号 (2012 年) 37 頁、占部給典「地域主権と特区」税研 28 巻 2 号 (2012 年) 44 頁、築瀬正人=岡田至康「アジアにおける特区制度:税制を中心として」税研 28 巻 2 号 (2012 年) 52 頁も参照。

	⇒ <u>ボトムアップ</u> 。 区域指定なし	⇒ <u>基本ボトム</u> アップだが、区 域指定は国	
対象区域	特区計画の認定 について、全て の地方公共団体 が申請可能 ⇒一般的・汎用 的な制度	指定地方公共団体が計画認定を受けた区域に限定して適用 ⇒当面、新規の特区指定は行わない	ジェクトに応じ、 国が決定した区域 に限定して適用 ⇒指定数は厳選。
指定区域数 認定計画数	規制改革数780 件(特区として 対応236件、全 国的に対応544 件) ⇒ <u>認定件数374</u> 特区(これまで 1,241件の特区 計画を認定)	48 区域 (国際 7· 地域 41)	10区域 (第1弾の6区域・ 第2弾の3区域・ 第3弾の1区域)
支援措置	規制の特例措置のみ	規制の特例、税 制・財政・金融 上の措置を総合 的に実施	に、税制・金融上
規制改革の実 現手法	省庁間で調整	国と地方の協議 会	特区諮問会議・区 域会議・特区WG
既 存 特 区 の 課題と国家戦 略特区の特徴	個別に規制の特 例を措置	地域指定後に個別の規制特例措置を調整 ⇒ <u>実現に多大な労力と時間が必要</u>	規制改革事項を パッケージ化、規 制改革事項を措置 後に地域指定 ⇒目に見える形で 改革実現

なお、沖縄の経済特区という場合、①沖縄経済特区(構造改革特区以前) と④国家戦略特区(観光特区)に基づくものがある。この2つの経済特区は、 ①沖縄振興特別措置法と④国家戦略特別区域法というように、そもそも根拠法が異なることに注意を要する。

また、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(Universal Studios Japan:以下、「USJ」という)が沖縄県の北部に進出するということが報道されているが、USJ は、国家戦略特区における展開を目指しているようである ²⁸⁾。ただし、国家戦略特区をめぐる沖縄経済特区の動向は、未だ全容が明らかではない側面もあることから、本稿では、国家戦略特区をめぐる議論は最小限にとどめ、主に、沖振法に基づく経済特区の観点からの議論を展開していく ²⁹⁾。

なお、「特区と法」のテーマについては、わが国において、法律学の観点から研究したものは多くなく、あるとしても、行政法や税法等の観点からの研究であり、企業法の観点からの研究は皆無に近い状況である 300。したがって、本稿では、このようなわが国の現状の中で、「企業法」の要素を考慮に入れて、主に「企業誘致」と「起業の促進」という統一的な視点から、「沖縄経済特区と法」について検討していくことで、経済特区における研究上の空白を埋めるという点で、意義を有するものと思われる。

まず、以下では、海外の経済特区の中でも、海外視察を行ったヨーロッパ(主にオーストリアとドイツ・バイエルン州)の状況を紹介した後に、1972年に日本で初めて登場した経済特区である「沖縄経済特区」に関して、どのような立法・改正が行われて、「沖縄経済特区」の法制度にどのような影響を及ぼし、主に「企業法」の観点から、今後、いかなる解釈論や立法論を展開すべきかを検討していきたい。わが国の経済特区は、沖縄経済特区の制度を元に制度設計されている側面を有することから、本稿が、

²⁸⁾ 沖縄タイムス 2015年12月31日7頁。

²⁹⁾ 国家戦略特区をめぐる沖縄経済特区(観光特区)の動向については、別稿において、詳細に論じていきたい。また、「観光特区」に関しては、2016年2月20日に、沖縄国際大学の沖縄法政研究所主催で、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの平良朝敬会長を講演者として、講演会「『観光の島』沖縄が問うー観光の未来を考えるー」を行う。その際には、個人的にも、コメンテーターとして参加して、実務家と研究者の観点から、「観光特区」について提言していく予定である。

³⁰⁾ 徳本穰「特区と法」『現代法と法システム:村田彰先生還曆記念論文集』(2014年) 433 頁。

沖縄経済特区の根拠である「沖振法」の問題点を理解し、そこから導かれる解釈論や立法論を提示できれば、わが国に存在する数多くの経済特区の法制度に適用でき、その解決を目指す上での基礎的知見を提供するという意義を有するものと思われる。

II 海外の経済特区

1 ヨーロッパの状況

現在、135の国と地域に、約3,000の経済特区があると言われている³¹⁾。主な事例としては、沖縄の金融特区のモデルとされたアイルランドの「国際金融センター」や、1934年に設置されたアメリカの「外国貿易地域」等が挙げられる。アジアでは、例えば、中国において、1979年以降に深圳等の「経済特区」、1984年以降に天津や上海等の「沿海開放都市」、1992年以降に北京等の「内陸開放都市」を指定し、目覚ましい経済発展が注目を集めている³²⁾。最近の経済特区に関する話題としては、アジアにおける新興国の動向も注目されるが、本稿では、主に、ヨーロッパの状況を概観していく³³⁾。

ここで、まずは、ヨーロッパ地域(特に西ヨーロッパ)における経済特区の特徴 34) について言及していく。経済特区は、以下の(図表 2)で分かるように、西ヨーロッパにおいて、新しい仕組みという訳ではない。例えば、デンマーク・イタリア・スウェーデンのような国々では、何世紀も

³¹⁾ World Bank Group, Special Economic Zones: Performance, Lessons Learned, and Implications for Zone Development, 7 (2008) \(\frac{\text{http://www-wds.worldbank.org/}}{\text{external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2008/10/07/000334955_2008100706481}} \\
4/Rendered/PDF/458690WP0Box331s0April200801PUBLIC1.pdf/.

³²⁾ 伊藤・前掲注(10)2頁。

^{33) 2014} 年度に、オーストリアとドイツ(バイエルン州)で実地調査を行った関係もあり、本稿では、ヨーロッパの状況を理解した上で、議論を展開していく。ただし、筆者も所属する沖縄経済特区の研究グループは、アジアへの実地調査も今後進めていくことを検討しており、2016 年度には、シンガポール等への渡航も視野に入れている。このような事情から、シンガポールを含めたアジア諸国の状況は、別稿において論じていきたい。

³⁴⁾ World Bank Group, supra note 31, at 30.

の間、自由貿易地域(Free Trade Zones: FTZ)を活用している。ただし、ほとんどの西ヨーロッパの FTZ は、製造やその他の活動を制限しており、パッキング・再パッキング・倉庫での保管を許容するだけである ³⁵⁾。その結果として、加工作業は、ハンブルグ(ドイツ)・カナリア諸島(スペイン)・アゾレス諸島・マデイラ(ポルトガル)等の FTZ においてのみ許容される ³⁶⁾。

【(図表 2) Profile of Zone Programs in Western Europe (selected countries) Number of zones ³⁷⁾】

Country Name	Year established	Public	Private	Type of zones
Cyprus	1973	1	0	FTZ
Denmark	1891	10	0	FTZ
Finland	1970	2	0	FTZ
France	1992	87	0	EZ ³⁸⁾ , FTZ
Germany	1888	8	0	FTZ
Greece	1914	3	0	FTZ
Iceland	N/A	2	0	FTZ
Ireland	1958	2	0	EPZ ³⁹⁾ , FTZ
Italy	1719	24	0	FTZ
Malta	1988	11	0	FTZ
Portugal	1980	2	0	FTZ
Spain	1998	5	0	FTZ, SEZ
Sweden	1785	4	0	FTZ
Switzerland	1854	4	0	FTZ
United Kingdom	1988	62	0	EZ, FTZ

(図表 2) から理解できることの一つとして、ヨーロッパでは、民間部門主導の特区が1つもないことである。この統計は、米国の民間部門の

³⁵⁾ EU 加盟国は、このような EU 規則に従う必要がある。この点については、Council Regulation (EEC) No. 2913/92, Title IV, Chapter Three, entitled "Free Zones and Free Warehouses" (Articles 166 through 182) 参照。

³⁶⁾ この他にも、西ヨーロッパの状況としては、世界初の EPZ であるアイルランドのシャノン Free Zone や、フランスの都市 Free Zone も注目を集めている。

³⁷⁾ World Bank Group, supra note 31, at 67.

³⁸⁾ EZ は、Enterprise Zones の略語である。

³⁹⁾ EPZ は、Export Processing Zones (輸出加工区) の略語である。

状況 (246 ヶ所・公共部門 20 ヶ所) と比較すると対照的である 40)。このことは、EU の全ての経済特区が、FTZ として管理されていることと関係する。なぜなら、EU のほとんどの経済特区は港湾に位置しているので、これらの地域は、港湾や関税当局によって管理されており、「公共部門」として発展し運営されているからである。

また、(図表 2) から、実地調査を行ったドイツにおいては、1888 年に 創設されて以来、公的機関 8 $_{7}$ 所に FTZ が存在している。

それでは、次に、厳密な意味での経済特区という位置付けには当たらない地域も含まれるが、世界的に見ても、「企業誘致」に成功しているヨーロッパの地域と言えるオーストリアとドイツ(バイエルン州)の状況を紹介する 411。2014 年の 9 月に海外視察をした情報等から、「企業誘致」をめぐる有意義な情報が得られるものと思われる。

2 オーストリアとドイツ (バイエルン州) の状況

(1) 海外視察の概要

2014年9月に行った海外視察では、沖縄経済特区の研究グループのメンバーとともに、オーストリアとドイツ(主にバイエルン州)を訪問した⁴²⁾。そこでは、世界的に見ても企業誘致に成功している国や機関を中心に、法制度や経済状況・企業進出の実例・人材育成の状況等について、関係者

⁴⁰⁾ World Bank Group, supra note 31, at 61. 米国の246ヶ所の民間部門に関連して、米国の外国貿易地域は、州政府・群・市によって支援されているが、外国貿易地域が民間投資家の関与がある場合、「民間部門」とみなされる。なお、米国では、1934年にFTZが創設され、主要な分野が自動車・石油・電子工学であり、主要な市場は米国内である。

⁴¹⁾ 経済特区を含む企業誘致に成功しているヨーロッパの地域に関して、筆者も所属する沖縄 経済特区の研究グループは、将来的に、アイルランド・オランダ・スイス・フィンランド・ マデイラ (ポルトガル) 等への実地調査も検討している。

⁴²⁾ 沖縄経済特区の研究グループのメンバーとしては、座長の徳本穣教授(筑波大学法科大学院)を筆頭にして、上河内千香子教授(駿河台大学法学部)、鈴木和子税理士(鈴木和子税理士事務所)、鈴木啓子税理士 (鈴木啓子税理士事務所)、野原雅彦税理士 (野原税理士事務所)、伊達竜太郎(沖縄国際大学法学部)の合計 6 名から構成されている。将来的には、この研究メンバーを中心に、「沖縄企業誘致研究所(Okinawa Research Institute of Investment and Business: ORIIB)」を創設する方向で検討している。

の方々からヒアリングを行った 43)。

海外視察の具体的な訪問先として、①9月1日は、ウイーン大学 Program Manager の Maria Sturm 教授 ⁴⁴⁾ に、②9月2日は、ABA HQ in Vienna の International Director の Wilfried Gunka 氏と Deloitte の Herbert Kovar 氏に加えて、③ JETRO ウイーン事務所の小野裕章所長に、④9月3日は、Amada Austria GmbH ⁴⁵⁾の川端勝彦社長に、⑤9月4日は、ミュンヘン大学経営学部日本経済研究所の Dr. Franz Waldenberger 所長 ⁴⁶⁾ (2014年10月から5年間は、日本に所在するドイツ日本研究所所長)にお会いして、合計5ヶ所への訪問を行った。

(2) オーストリアの状況

オーストリアへの海外視察では、ワンストップサービスを提供する ABA (Austrian Business Agency:オーストリア経済振興会社)を中心に、 貴重な情報を得ることができた ⁴⁷⁾。ABA は、オーストリア政府の所有であり、投資促進機関として設立され、直接投資をめざす外国投資家のため

⁴³⁾ これらの国や機関への海外視察を行う前に、情報収集と挨拶を兼ねて、日本の駐在機関(駐日オーストリア大使館とドイツ・バイエルン州駐日代表部)を訪問した。

⁴⁴⁾ Maria Sturm 教授からは、主に、法学部や大学院の人材育成の観点から、貴重な情報を伺った。ただし、本稿のテーマとは、直接的に関連するものではないことから、コメントは差し控える。

⁴⁵⁾ Amada Austria GmbH は、グローバル企業として注目されている日本法人 Amada のほぼ 100%子会社であり、オーストリアに 1986 年 12 月から進出している。同社は、レーザーマシンや金属切磋等の製造業を営む会社であり、全世界で 80 社、約 8,000 人の従業員がおり(約 1,500 人が EU 域内の雇用で、145 人がオーストリアでの雇用)、約 20 億ユーロの年間売上高を上げている(川端勝彦社長の配付資料「オーストリア企業誘致条件」参照)。

⁴⁶⁾ Dr. Franz Waldenberger 所長からは、安倍政権のアベノミクスに対する懐疑的な見解等についてお話を伺った。すなわち、日本は人口減少時代に突入しているにも関わらず、そもそも「成長戦略」ということを目標にしていることに疑問を呈されていた。ドイツや英国のように、成長戦略よりも、「生産性」や「所得レベル」を高める方向性にシフトした方が良いという見解であった。

⁴⁷⁾ オーストリアの経済拠点の概要は、ABA「経済拠点オーストリア」〈http://www.advantageaustria.org/zentral/business-guide-oesterreich/investieren-in-oesterreich/standort-oesterreich/Standort_Oesterreich_2012_JA.pdf#search='%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AA%E3%82%A2+%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%8B%A0%E7%82%B9'〉と、駐日オーストリア大使館や海外視察の諸機関で頂いた資料や情報からまとめている。

のコンサルティング会社(有限責任の会社形態)である ⁴⁸⁾。ABA は、外国投資家が信頼できる最初の窓口であり、役所的な煩雑さもなく、完全無償の相談等を行っている組織である。クライアントのニーズ ⁴⁹⁾ に合わせた活動を行い、国内外のパートナーの協力による一貫したサービスを提供している。活動目標は、外国企業のオーストリア進出や合弁事業等を全面的にサポートすることである。

ABAの事業活動としては、法制度・立地条件・市場動向・政治経済面・助成金申請等に至るまで包括した情報サービスを提供している。具体的には、オーストリア国内で必要となる諸機関との連絡、適切な事業用地の選定の助言、コスト要素(賃金・インフラ費用等)、業界情報、税金対策、金融機関・不動産投資・資金調達に関するコンサルティング、助成金の獲得、各申請・手続きのサポート(労働許可・滞在許可・事業施設の使用認可手続き等)、外国人経営者のプライベートなサポート(住宅探し・適した学校の推薦等)、各地域の企業誘致会社との連絡調整、二次拡張投資計画等を行っている50。

ターゲット市場は、主に、ドイツ・フランス・英国・イタリア・ベルギー・オランダ・スカンジナビア諸国・スイス・ハンガリー・トルコ・米国・カナダ・日本等である。日本と米国(ニューヨーク州)においては、独自にABA代表事務所を設けており、世界各国の大使館商務部と密接な国際ネットワークを有している。

事業拠点オーストリアの利点は、ヨーロッパの中央に位置する地理的優

⁴⁸⁾ ABA HQ in Vienna の Wilfried Gunka 氏の配付資料「Austria: Successful in Attracting International Investors」3 頁参照。ABA は、世界的にも高く評価されている。世界銀行による 2009 年と 2012 年の世界的な投資促進基準において、ABA は、世界の企業誘致機関の中で、最高パフォーマーとして第 1 位に認定されている。

⁴⁹⁾ クライアントのニーズに基づいて、経験豊かな専門コンサルタントによる個人的対応やオーストリア各機関との仲介を行っている。実際に、Amada Austria GmbH の川端勝彦社長も、「ABA は、困った時のファーストアドレス的な存在で、専門知識を持った問合せ先をアドバイスしてくれる」とのことであった(川端・前掲注(45)参照)。

⁵⁰⁾ ABA のスタッフは、各地域の企業誘致会社と協力してサポートを行っており、プロジェクト実現後には、拡張投資計画の相談役も担っている。また、事業用地の選定の場合、労働法や税法上の問題・サプライヤーの確保・営業チャンス・不動産価格等の質問にも答えている。

位性(東西を結ぶハブ)、高い技能と労働意欲を有する労働力、政治的・社会的安定性と安全性 51)、透明度の高い法制度、企業に有利な税制、充実した教育制度 52)、銀行や法律事務所等のコンサルタント・サービス業者の秀でたノウハウ、研究拠点としてもトップクラスの立地等が挙げられる 53)。

このように、オーストリアでは、魅力あるビジネス環境が整っている。この他にも、EUで5番目に裕福な国・消費者の購買力はEU平均以上・高度に開発された経済基盤・効率の良い行政という利点も挙げられる 54)。 先述した税法上の利点は、低い法人税率 55)・税負担の低減を可能にする税法 56)・統括本部に魅力あるグループ課税システムである 57)。また、オーストリアには、他国で見られるような営業税や固定資産税はなく、相続税も 2008 年に撤廃された 58)。このように、オーストリアに進出する企業

⁵¹⁾ 安全性という観点からは、治安の良さ・良好な労使関係(ストライキの危険性が低い)・エネルギーの安定供給等もある。この中の治安の良さという観点から、オーストリアは、個人の身の安全と財産保護の部門で、EU域内で第2位の評価を得ている。また、住みやすい国の世界一に3年連続で選ばれている。

その他にも、オーストリアの中でも、特にウイーンは、モーツァルトを代表するように、 音楽や芸術の町というイメージも定着していることから、憧れの街として、人々を惹き付け るブランド戦略が成功していると思われる。

⁵²⁾ 充実した教育制度という観点からは、技術・商業両部門で実務に即した学習の機会を提供しており、国家子算における多額の教育費で、教育と職業訓練等を実施している。

⁵³⁾ ABA·前揭注(47)5 页以下参照。

⁵⁴⁾ ABA・前掲注(47)5頁。EU 内の富裕国として、一人当たりの GDP・2011 年購買力標準は、 ルクセンブルク・オランダ・アイルランド・デンマークに次ぐ5番目である。

⁵⁵⁾ オーストリアの法人税は 25%で、他の西ヨーロッパ諸国よりも少し低い程度である (川端・前掲注 (45) 参照)。他の西ヨーロッパ諸国等の法人税率は、2015 年 4 月現在で、例えば、米国 40.75%・日本 32.11% (2016 年には、29.97%に引き下げる予定)・フランス 33.33%・ドイツ 29.66%・オランダ 25%・スイス 21.15%・英国 20% (2020 年には、18%に引き下げる予定)等である。財務省ホームページ〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm〉参照。

⁵⁶⁾ Amada の川端社長の説明によると、減税よりも補助金の方が多いようである。

⁵⁷⁾ オーストリア税制の詳細は、ABA「INVEST IN AUSTRIA: TAX ASPECTS」(2014) <a href="http://www.salzburgagentur.at/fileadmin/documents/Hilfreiche_Links_fuer_UnternehmerInnen/ABA_Tax_Aspects_Austria_2014.pdf#search='tax+aspects+austria_n'〉と、DeloitteのHerbert Kovar氏の配付資料「Business Relationship between Austria and Japan」3頁参照。

⁵⁸⁾ オーストリアにおいて相続税が廃止され、それに伴い同族会社の負担が軽減されたことは、 外国の投資家にとっても、オーストリアへ企業進出を選択する理由の一つとなるであろう。

にとっては、基本的に日本法の枠組みの中にある沖縄経済特区と比べても、 オーストリアは、税制上の大きな優位性があると思われる。

また、労働者1人あたりの労働生産性はEU第3位ということもあり、単位労働コストが低下している。2010年以降の失業率の推移を見ると、オーストリアは、EU域内で随一の低さを誇っている59)。

そして、先述したように、オーストリアは、ヨーロッパの東西を結ぶハブとして注目されている 600。すなわち、東ヨーロッパの企業には、EUにおける拠点として、西ヨーロッパの企業には、中東欧ビジネスの統括本部として認識されている。中東欧のビジネス関係を構築するにあたり、オーストリアは、世界第1位のロケーションという評価も得ている。オーストリアにおいては、Siemens・Beiersdorf・Hewlett-Packard・EliLilly・Henkel・Fedex 等の 1,000 社を超える国際的な企業の中東欧ビジネス拠点の統括本部を設置しており、約40に上る中東欧関連の研究所がある。様々な産業の企業が集積していることで、世界的なビジネス上の強固なネットワークが構築されていることが垣間見える。

なお、2013年の統計によると、228社の企業から、3億4,780万ユーロの投資があり、1,479人の新規雇用が生まれている⁶¹⁾。企業の国別内訳トップ3は、ドイツ企業の85社(1億9,680万ユーロの投資)、イタリア企業の35社(4,380万ユーロの投資)、ハンガリー企業の16社(780万ユーロの投資)である。隣国のドイツ企業による投資数と投資額が、他国の企業と比べて、かなり多い状況である。

経済・産業拠点のイメージ対策としては、事業拠点のイメージアップと

⁵⁹⁾ Amada の川端社長によると、オーストリアへ進出した当初は10人の日本人もいたが、2014年9月現在においては、145人がオーストリアで雇用されている中で、川端社長以外の従業員は、全てオーストリア人である。また、全従業員が「正規雇用」ということで、沖縄経済特区の諸企業に比べても、従業員の保障に手厚く、労働者側が守られていると思われる。このことは、会社の組織が大きくなるほど、労働者の方が、雇用者側より守られる傾向にあることも影響しているのであろう。

⁶⁰⁾ ABA・前掲注(47)16頁。ヨーロッパの往来における交通の利便性・中東欧諸国の活動拠点・ 中東欧への路線が最も多い空港(3時間でヨーロッパ全域に行ける)という利点が挙げられ、 オーストリアの取り組みは、沖縄県にある物流特区への示唆が得られるものと思われる。

⁶¹⁾ Gunka·前掲注(48)5-8頁。

広報活動に力を入れている。広報活動目標は、オーストリアを先進工業国として、各国の企業に強く認識してもらい、事業拠点としての知名度を高め、旧来イメージを刷新することである 62)。その一環として、1997 年12月、ABA 内で「ロケーション・オーストリア」を設立しており、国際的な映画制作のロケ地として宣伝する活動を開始している。その成果としては、例えば、トム・クルーズ主演の人気シリーズ「ミッション:インポシブル」の最新作「ローグ・ネイション」(Mission: Impossible - Rouge Nation)は、オーストリアのウイーンを舞台に描かれていることが挙げられる 63)。オーストリアのイメージやブランド作りが成功している好例であろう。

最後になるが、Amada Austria GmbH のオーストリアへの進出理由としては、進出時の優遇措置で優れていた国はオーストリア以外にも存在 64) していたが、①従来から取引関係にあった原材料メーカーが近くにあり、進出に対する強い要望があった(取引相手との関係性)、②進出地域には、昔から特殊鋼メーカーがあり、冶金知識の高い人材が揃っており、新規事業を立ち上げる環境が整っていたからである(人材・環境)65)。

(3) ドイツ (バイエルン州) の状況

ドイツの連邦州であるバイエルン州のGDP (Gross Domestic Product: 国内総生産) は、4,880 億ユーロにも上り、EU28 ヶ国の中の21 ヶ国を上回る経済力を誇っている 660。2013 年時点において、一人あたり GDP は 3 万 8,429 ユーロで、ドイツやヨーロッパの平均をはるかに超える数字となっている。バイエルン州の経済成長は 8.5% (2008 年~

⁶²⁾ 従来は、農業国というイメージが持たれていたようであり、そのイメージ脱却からの進化 を遂げている。

⁶³⁾ 沖縄の経済特区においても、企業誘致だけではなく、世界的な著名な映画制作のロケ地として宣伝するという活動も参考になると思われる。

⁶⁴⁾ ヨーロッパに進出を検討していた際に、優遇措置が優れていた国としては、北アイルランド・ベルギー・フランス(アルザス地方)の3ヶ国があったようである。

⁶⁵⁾ 川端・前掲注(45) 参照。

^{66) (}http://www.invest-in-bayaria.com/ia/advantage-bayaria/about-bayaria.html#c6909).

2013年) であり、ベルリンの 6.2 % やドイツ全体の 3.1 % よりも高い成長率である。

バイエルン州の強みは、多くの分野に渡っている。まず、ほぼ全ての新技術分野においては、国内外でトップクラスの技術レベルを誇っており、トップポジションを獲得している。レベルの高い職業訓練や継続教育に加えて、研究・技術振興を積極的に行っており、GDPに占める研究開発費は約3%で、世界トップクラスの水準を達成している。

ドイツ国内の市場において、バイエルン州は、保険業で第1位・銀行業で第2位・観光業で第1位の実績を上げている。その他にも、ハイテク産業⁶⁷⁾・自動車・宇宙工学・機械・電気・エネルギー・輸送・遠距離通信・バイオ・遺伝子工学・医療・環境技術・出版・メディアの分野等も充実している⁶⁸⁾。

バイエルン州を拠点とするドイツ企業の代表例としては、Adidas・PUMA・Allianz・Audi・BMW・EADS・MAN・Munich Re・Linde・Siemens 等があり、バイエルン州は、国際的なドイツ企業の本拠地になっている ⁶⁹⁾。また、大企業だけではなく、ハイテク産業・貿易・サービス業・伝統工芸等という優良な中小企業の本拠地にもなっている。

国際投資の観点からすると、中国と米国が多くなっており、次に、ロシア・インド・日本と続いている 70)。グローバル企業である Google・Microsoft・General Electric・Roche 等は、ヨーロッパにおける本拠地をバイエルン州に置いている。なお、バイエルン州には、360 社以上の日本企業が進出している 71)。例えば、パナソニック・三菱・三洋・キャノン・

⁶⁷⁾ Made in Bavaria (ババリア:ドイツ語名のバイエルン) の価値を求めて、11,500 社以上のハイテク企業が集積している。また、バイエルン州では、ドイツ国内の特許出願の約 30%を創出している。

^{68) 〈}http://www.invest-in-bavaria.com/ja/advantage-bavaria/about-bavaria.html〉。 製 造業における輸出の割合は、2000 年の 40.3%から 2012 年の 51.3%へ増加している。

^{69) \(\(\}bar{\thtp:}\)/www.invest-in-bavaria.com/ja/advantage-bavaria/about-bavaria.html#c6909\).

⁷⁰⁾ 日本企業の主要な部門は、自動車・建設業・電子工学・新エネルギー・IT が挙げられる。

⁷¹⁾ ドイツ・バイエルン州駐日代表部の配付資料「好況を背景に存在感示す独バイエルン州」 6 百参照。

東芝・ソニーのような国際的に展開している企業と合わせて、高い品質を 誇る活力ある中堅企業等も進出している。

また、投資の直接的な効果として、2000年以降に、バイエルン州で創出された専門家の雇用者数は、38,000人以上に及んでいる。全業種を入れると、20万人以上の雇用者を生み出しており、失業率は3%以下の水準である72)。

バイエルン州の立地上の優位点は、高い技術力に裏打ちされたドイツ企業・研究開発が盛んなこと ⁷³⁾・暮らしやすい環境・欧州や中東へのアクセス ⁷⁴⁾・ANA 便が成田とバイエルン間を毎日 2 便運航・産業が集積していること ⁷⁵⁾ 等が挙げられる ⁷⁶⁾。

なお、ワンストップサービスを提供する Invest in Bavaria という組織が存在しているが、それは、バイエルン州経済省の一組織として、州直轄の「企業誘致部門」であり、州経済省の中で 1999 年に設立されている 77)。バイエルン州へ進出する企業に対して、事業計画の段階から、立地

⁷²⁾ バイエルン州では、正規雇用者の比率も高く、ヨーロッパの中で最も失業率の低い地域として、ベスト5に入る。この点に関しては、沖縄の経済特区においても参考になると思われる。

⁷³⁾ 国際的に著名な大学や研究機関も立地しており、企業との連携も図られている。産学官の連携が図られている好例であろう。

⁷⁴⁾ 物流の面では、ハブ空港としてのフランクフルト空港やミュンヘン空港の地理的優位性が 挙げられる。バイエルン州の取り組みは、沖縄県にある物流特区への示唆が得られるものと 思われる。

⁷⁵⁾ Bavarian Cluster Initiative や Medical Valley 等のネットワークが存在しており、企業間で情報共有を行い、パートナーを見つけやすい環境にある。

⁷⁶⁾ ドイツ・バイエルン州駐日代表部・前掲注 (71) 3 頁以下を参照。この他の利点としては、バイエルン州の国際性・政治の安定性・生活の質の高さ・教育レベルの高さ・安全性等が挙げられる。

⁷⁷⁾ $\langle \underline{\text{http://www.invest-in-bavaria.com/ja/advantage-bavaria/about-bavaria.html}} \rangle_{\circ}$

Invest in Bavaria とは役割は異なるが、「企業進出・売出部門」を担う Bayern International も存在する。州政府が出資をしている Bayern International は、ビジネスパートナー探しから、国内・国外の共同事業までサポートしている。バイエルン州内の企業を売り込む業務を行っており、日本の JETRO に近い組織と言える。なお、Invest in Bavaria は、Bayern International GmbH(有限会社)の企業誘致部門である。

この他にも、LfA バイエルン支援銀行がある。同銀行は、中小企業が自社でプロジェクトを行う際に、通常の銀行融資だけでは資金的に実現が難しい場合に、それをカバーするために設立されており、地域経済支援のための特別な銀行である。このような Invest in Bavaria 等の諸組織が有機的に連携して、共同でプロジェクトを実行している。

探しや実行段階に至るまで、あらゆるレベルにおいて幅広いサービスを提供している 78)。また、バイエルン州の各地域の担当チームは、外国企業がバイエルン州の諸地域にアクセスする手伝いをし、地域の経済振興機関との密接な連携と情報交換の手伝いをし、共同事業を実現段階にまで導いている。さらに、進出後の事業拡大等の局面においても、継続して企業をサポートしている。Invest in Bavaria のサービスは無償であるが、外部委託として、税の専門家等のリストを公表して、情報提供や紹介等を行っている。Invest in Bavaria が設立されて以降に成功させた誘致案件数は、1,350 社にも及んでいる 79)。

また、ドイツ・バイエルン州駐日代表部の Dr. Christian Geltinger 代表の話によると、ドイツのシステムは、企業誘致の際に、税額控除がインセンティブとなっているのではなく、あるプロジェクトに対して、州独自に助成金を交付する仕組みである 800。税額控除を活用するのは、企業があまり進出していない東欧諸国等のようであり、経済的に弱い地域をサポートする仕組みとなっている 810。ドイツへの投資目的は、ヨーロッパのマーケットでのプレゼンスを高め、評判や知名度を高めるためであり、優遇税制を求めている訳ではないので、なるべく安い投資額を求める企業は進出しないとのことである。

そして、バイエルン州のワンストップサービスは、マーケティング・立地・ 政策決定等の判断を一つにまとめており、ドイツ 16 州の中でも特に充実 しているようである。各州のワンストップサービスが、経済省の中で組織 が作られているのが特徴的である。ワンストップサービスにおいて、バイ

^{78) \(\}http://www.invest-in-bayaria.com/ia/how-we-can-help/our-service.html\)

^{79) \(\}lambda\ttp:\)/www.invest-in-bavaria.com/ja/advantage-bavaria/about-bavaria.html\).

⁸⁰⁾ 企業がバイエルン州に投資して雇用が生まれると、州経済省が、それに対して、助成金として支援を行う仕組みである。EU は各国から資金を調達して、分配する仕組みになっており、EU 全体のシステムとして構築されている。なお、バイエルン州のミュンヘンは、バイエルン州最大の都市で州都であり、EU からの助成金を受け取っていないようである。

⁸¹⁾ 沖縄経済特区の優遇措置の仕組みは、税額控除の側面を有する。EU やドイツの観点から すると、沖縄経済特区には企業があまり進出せず、経済基盤が弱いからこそ、税額控除の制 度を設けているようにも見える。

エルン州が他の州より先行している理由としては、人材の優位性や関連担 当部署の連携等が挙げられる 82)。

以上のように、オーストリアとドイツ (バイエルン州) への海外視察や 日本の駐在機関への訪問では、世界的にも企業誘致に成功している機関の 有するワンストップサービスの機能の充実ぶりや、そうした機関と企業等 との密接な連携、企業誘致に成功している国や機関を支える法制度や経済 状況等から、大きな示唆を得ることができた。

Ⅲ 沖縄経済特区と沖振法

1 概要

沖縄経済特区は、1972 年施行の沖縄振興開発特別措置法(昭和 46 年 法律第 131 号)と、1998 年の同法改正により、「自由貿易地域」とそれ を拡充した「特別自由貿易地域」が指定された。さらに、2002 年には、 構造改革特区に先駆ける形で、情報通信産業特別地区(以下、「情報特区」 という)と、金融業務特別地区(以下、「金融特区」という)が設置された。 そして、2012 年の沖振法改正に伴い、「国際物流拠点産業集積地域(以下、 「物流特区」という)の制度が創設された。その後に、2014 年の沖振法 改正に伴い、「金融特区」の制度を抜本的に見直して、「経済金融活性化特 別地区(以下、「経済金融特区」という)」を創設した 83)。

このような法改正の変遷等はあるものの、現在、沖縄県には3つの経済特区、すなわち、(図表3)にもあるように、「情報特区(沖振法28条~31条)」、「物流特区(沖振法41条~52条)」、「経済金融特区(沖振法55条~59条)」がある。沖縄県における経済特区構想の目的は、企業誘致と起業を促進することによって、若年者の雇用拡大と地域の活性化等を

⁸²⁾ なお、ドイツの経済特区をめぐる議論に関しては、ユルゲン・バセドウ=河野俊行訳・八並廉訳「景気対策:経済特区か全国的な規制緩和か」法政研究 82 巻 1 号(2015 年)1 頁も参照。

^{83) 2014}年の沖振法の改正法案は、2014年3月28日に参議院本会議において全会一致で可 決されて、改正法案が成立し、同年4月1日から施行された。

目指すことが挙げられる84)。

ただし、沖縄県の経済特区は、従来から、必ずしも十分に機能しているとは言えないという指摘があった。例えば、経済特区内の企業立地数が、目標の半分にも到達せずに、新規雇用がさほど進んでいないという批判である 85)。そこで、このような批判に応えるべく、2012 年と 2014 年の沖振法改正により、経済特区の制度に重要な変更点があった。2012 年改正では、沖縄県の産業振興に向けて、物流特区の創設に加えて、従来の情報特区と金融特区の企業認定要件が緩和され、税制優遇の拡充等が行われた。2014 年改正では、経済金融特区の創設に加えて、物流特区と情報特区について、地域・地区及び対象事業者の指定権限を沖縄県知事に移譲した 86)。

経済特区の地域内の企業は、一定の要件を満たせば、法人税課税所得の40%控除等という国税の優遇措置を10年間受けることができる87。法人税の所得控除については、2012年の沖振法改正において、沖縄県の経済特区への新規進出企業を対象に、従来の35%から40%に引き上げられた点が重要である。2012年改正は、アジア諸国との競争を意識したものであろう。

一般地域(国内の他地域)と経済特区との法人課税の実効税率を比較すると、一般地域では32.11%の税率であるのに対し、経済特区では、税の免除等を最大に受けた場合の数値として、会社設立後5年間が18.1%

⁸⁴⁾ 名護市国際情報通信・金融特区創設推進プロジェクトチーム等・前掲注(6)11頁。

⁸⁵⁾ 堀江貞之「沖縄金融特区の現状と今後の課題」金融 IT フォーカス (2005 年 4 月号) 2 頁 以下参照。

^{86) 2014}年の法改正に関しては、2014年5月22日に開催された内閣府主催の「平成26年 沖縄振興税制に関する説明会」における配付資料「平成26年度沖縄振興関連税制改正のポ イント」を参照。

⁸⁷⁾ このような所得控除制度が設けられているのは、全国的にも稀な特例であり、大変優遇された特例措置が設けられている(岡本・前掲注(2)140 頁)。ただし、所得控除に関しては、対象となる認定企業数が少なく、事業者等からは、制度の要件が厳しく使い勝手が悪いということから、制度の改正を求める要望がなされてきた。このような要望が、一定程度、結実したのが 2014 年度の法改正であり、具体的な法改正の中身については、以下のそれぞれの項目で言及していく。

で、設立後6~10年間が22.5%である⁸⁸⁾。一般地域に比べると、最大で15%近くも実効税率が低く、有利な条件となっている。沖振法の改正前までは、沖縄経済特区の不振の理由としては、諸外国の法人課税の実効税率と比較して、税制優遇措置の中途半端さが指摘される場合があった⁸⁹⁾。しかし、2012年改正により、会社設立後10年という期間限定の側面はあるものの、例えば、シンガポールの法人課税の実効税率17%と比較しても遜色ない範囲に縮まってきており、企業立地のインセンティブを促進する法制度は整いつつある。

このような国税の優遇措置以外にも、地方税の優遇措置・通信コストの 低減化支援・低廉な料金での最新鋭オフィスの提供・沖縄若年者雇用促進 奨励金・人材育成支援に対する各種助成金等の多くの企業誘致策が講じら れている。

また、沖縄県には、これらの経済特区以外にも、特区的な地域として、税制優遇措置や各種支援策が講じられている3つの地域、すなわち、(図表3)にもあるように、「観光地形成促進地域(沖振法6条~11条)」、「情報通信産業振興地域(沖振法28条・31条~34条)」、「産業高度化・事業革新促進地域(産業イノベーション地域)(沖振法35条~40条)」が指定されている。2012年の沖振法改正により、地域の実情や特性等に密接に関連している「観光地形成促進地域」と「産業高度化・事業革新促進地域」制度は、沖縄県の自主性・自立性を高める観点から、主務大臣の同意を必要とせず、「沖縄県知事が地域指定を行う仕組みへの変更」等を行っており、使い勝手を改善している。

なお、沖縄経済特区と言及する場合、広義に捉えると、このような特区 的な地域も含まれると思われる。ただし、本稿では、便宜上、最初に言及 した3つの経済特区(物流特区・情報特区・経済金融特区)、すなわち、 狭義に捉えた沖縄経済特区を中心に議論を展開していく。

⁸⁸⁾ 沖縄県商工労働部情報産業振興課ホームページ〈http://www.pref.okinawa.jp/iipd/tokku/info.html〉。

⁸⁹⁾ 近藤健彦「原提案者が問題点を突く 沖縄金融特区はなぜ機能しないのか」Jiji Top Confidential・11161号 (2004年) 2頁。

【(図表 3) 沖縄振興特別措置法に基づく沖縄の特区・地域制度 90)】

沖縄の特区・地域制度



沖縄には、他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置があります。



2 物流特区

(1) 物流特区の概要

2007年7月5日に、沖縄県とANA⁹¹⁾との間で、「沖縄貨物ハブ構想」に基づいて、「那覇空港の国際物流拠点形成に関する合意」が締結され、2009年10月26日より、那覇空港を基点として、沖縄県との協業での事業展開がスタートしている⁹²⁾。沖縄県が新たな基幹産業として整備を進めるのが、国際物流ネットワークで中心に位置する集線装置としての「アジアの国際物流ハブ構想」である。東アジアの中心に位置するという地理的特性を生かした上で、人・モノ・金に情報を加えた「アジアのハブ」と

⁹⁰⁾ 内閣府ホームページ〈http://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/toc.html〉。

⁹¹⁾ ANA は、全日本空輸株式会社という日本の航空会社であり、英称 All Nippon Airways Co., Ltd. の略称である。現在の ANA は、2013 年 4 月 1 日に持株会社へと移行した ANA ホールディングス株式会社の子会社である。ただし、本稿では、ANA という用語に関して、便宜上、ANA と ANA ホールディングス株式会社の厳密な使い分けをせず、どちらかを指す場合がある。

⁹²⁾ ANA の情報については、2015 年 9 月 17 日に、那覇空港内にある ANA の物流施設見学

して、沖縄経済を活性化させる戦略である。

このような状況で、まず、「物流特区」は、沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結ぶ国際物流拠点形成を図りつつ、高付加価値なモノづくり企業や物流企業等の新たな臨空・臨港型産業の集積を目指すため、2012年の沖振法改正で、沖振法 41条~52条に基づき新設された特区である。物流特区は、既存の自由貿易地域(那覇市)と特別自由貿易地域(うるま市)を統廃合する形で、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺で企業誘致を図る特区として創設された。物流特区は「開港又は…税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域(沖振法41条)」が対象であり、宜野湾市や豊見城市等へ拡大する可能性もあった。実際に、2014年の沖振法改正では、対象地域として、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」と、「うるま・沖縄地区(うるま市と沖縄市の一部)」の2地区7市にまで拡大している93)。今後は、このような地域周辺への企業誘致をさらに促進し、物流ハブにふさわしい機能強化を図る取り組みが求められる。

対象事業者は、貿易やこれに関連する事業を行う者である(沖振法 43 条 1 項・沖振法施行令 15 条 16 条)。対象業種は、従来から自由貿易地域と特別自由貿易地域で行われていた、製造業・卸売業・倉庫業・こん包業・道路貨物運送業に加えて、2012 年の沖振法改正からは、特定の無店舗小売業(eコマース)、特定の機会等修理業(リペアセンター)、不動産賃貸業(一定規模の貸倉庫)を新たに事業として運営できる(沖振法 3 条 11 号・沖振法施行令 4 条の 2 等)94)。また、2014 年の沖振法改正では、対

を行った際の配布資料として、株式会社 ANA Cargo 沖縄統括室「沖縄の未来に向けて〜沖縄貨物ハブ〜」5頁に加えて、担当部長・桑田保広氏の説明等に基づいている。

⁹³⁾ この点については、内閣府主催の講演会の配付資料でも言及がある(内閣総理大臣補佐官・和泉洋人「特区と沖縄の地域活性化」22頁)。

⁹⁴⁾ なお、厳密に言えば、特定国際物流拠点事業(所得控除・投資税額控除・特別償却を行える対象事業)は、製造業・こん包業・倉庫業・特定の無店舗小売業・特定の機会等修理業・貸倉庫業である。また、国際物流拠点産業(投資税額控除・特別償却を行える対象事業)は、特定国際物流拠点事業に加えて、卸売業・道路貨物運送業・不動産賃貸業が挙げられる。

象事業の拡充として、航空機整備業 95) を追加している。同地域内の企業は、一定の要件を満たせば、関税法上の保税地域に該当し、空港・港湾の物流機能を活用した事業を展開する事業者に対して、地域内での設備投資に係る投資税額控除や法人税課税所得の特別控除等の優遇措置が適用される。

(2) 那覇空港を中継拠点とした ANA とヤマトグループ等の動向

成田空港経由の航空貨物輸送は、深夜の通関体制がなく、夜 11 時以降の深夜発着ができない等の課題がある。そこで、2007 年以降に、ANAは、沖縄の那覇空港を「アジアの物流ハブ」にするとして動き始めている。那覇空港を活用する理由としては、①那覇空港の通関体制が 24 時間 96)、②本土とアジアの主要都市に飛行機で 4 時間以内に到着できる地理的優位性 97)、③国際物流特区における法人税 40%控除や投資税額控除等のメリットが享受できるからである。新たな国際航空貨物ネットワークの構築は、輸出の拡大・新たな産業の集積・雇用の拡大等の大きな経済効果が期待され、沖縄県も ANA の国際物流事業を支援している。

このような状況の中、宅配便最大手ヤマトグループは、2012年6月、アジア5地域への進出強化を掲げて、国際宅配便等の取り扱いにつき、那覇空港の国際航空物流拠点を活用すると公表した98)。ヤマトとANAが

⁹⁵⁾ 航空機整備業をめぐる最近の動向としては、2015年6月1日に、那覇空港の航空機整備基地に入居が内定している ANA が、国内で唯一航空機を製造する三菱航空機の親会社である三菱重工等と、那覇空港敷地内に、航空機整備の専門会社「MRO Japan」を設立した(沖縄タイムス 2015年4月11日1頁・6月2日9頁)。事業内容は、MRJ(三菱リージョナルジェット)を含むリージョナル機や小中型機の整備・機体のペイント作業を行い、沖縄の事業開始時の 2017年度下期に、約 200人、最終的に約 300人の雇用を見込んでいるようである。沖縄における事業展開の利点としては、① ANA 貨物ハブで部品を集めやすい、②塗装が乾きやすい、③発着便の多さからスケジュールが調整しやすくコストも抑えられる等を挙げている。

⁹⁶⁾ 例えば、羽田 24 時発の便で那覇に午前 2 時 35 分に到着して、那覇空港内で 24 時間体制 の整っている通関手続を終えて、午前 5 時 10 分発の香港行きの便に荷物を搭載すると、午前 6 時 40 分には到着する(ANA Cargo 沖縄統括室・前掲注(92)9 頁)。

⁹⁷⁾ 中国 13 億人・ASEAN(東南アジア諸国連合)6 億人・日本 1.3 億人等を含めて、20 億人の巨大マーケットの中心に位置するのが沖縄県であり、空の「万国津梁」を目指している (ANA Cargo 沖縄統括室・前掲注 (92) 6 頁)。沖縄ハブを活用することにより、飛行機で4 時間圏内に 20 億人規模のマーケットヘビジネスを展開することが可能となる。

⁹⁸⁾ 琉球新報 2012 年 6 月 5 日 5 頁。関東地区から香港へ荷物を空輸する場合の配達時間はこ

連携した「国際クール宅急便」により、例えば、香港からインターネットで注文された北海道のタラバガニや長野産のリンゴ等を、翌日に香港の家庭に届けることが可能となっている 99)。ヤマトの参入は、沖縄県や ANAが描く国際物流ハブ構想を軌道に乗せるだけでなく、貨物集積に付随する流通・加工サービスという新ビジネスや雇用の創出等において、沖縄経済への波及効果も大きいと言える。

また、2013 年 8 月から、那覇空港に隣接する物流特区内にある、ヤマトの物流センターにおいて、東芝自動機器システムサービス(大手電機メーカー東芝の子会社)が、パーツ(部品)センターの運用を始めている 100)。那覇空港を起点とする ANA の国際物流ハブと、ヤマトの物流・輸送網を活用し、東芝が取り扱う製品の関連部品の集積を進めている 101)。海外や日本国内に分散する在庫管理センターの集約に加えて、緊急パーツやリペア(修理)センター機能、e コマース(電子商取引)の倉庫等の物流機能を拡充している。

さらに、2015 年 11 月からは、ヤマトの新たな物流拠点「沖縄グローバルロジスティクスセンター(通称:サザンゲート)」が本格稼働している 102)。サザンゲートにおいては、パーツセンターや在庫管理センター等を集約し、那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした多機能型物流倉庫として、輸送時間の短縮や輸送費用の圧縮等を目指して、付加価値の高い物流サービスを提供し、沖縄のハブ機能強化を目指している 103)。サザンゲートには、2015 年 11 月現在で、4 社の企業が入居しているが、今後

れ以前に4日を要していたが、那覇空港の活用によって、翌日配達の2日に短縮された。

^{99) 2013} 年 10 月に「国際クール宅急便」香港向け、2015 年 3 月には台湾向けのサービスを開始しており、2015 年度中にはシンガポール向けにも展開予定である(ANA Cargo 沖縄統括室・前掲注 (92) 11 頁)。

¹⁰⁰⁾ 沖縄タイムス 2013 年 7 月 25 日 7 頁。

¹⁰¹⁾ 例えば、海外で流通している電子機器類の維持や管理に必要な部品を、沖縄に在庫として保管し、注文を受けてから、ANA の貨物便で沖縄から海外へ運ぶことができる。

¹⁰²⁾ 琉球新報 2015年11月18日5頁。

¹⁰³⁾ サザンゲートは、沖縄県が物流特区内に建設した「物流センター4号棟」の別称である。 那覇市鏡水の大型の同施設は、鉄筋コンクリート造5階建て、延べ床面積が2万6590平方メートルで、那覇空港の国際物流ハブ機能を最大限に生かせるように設計されている。大型エレベーターの他に、各階に着車バースが整備され、各階でトラック等の荷物の積み降ろしがで

は、食品メーカーや精密機器メーカー等の約40社が入居する見通しである104)。

そして、2013年からは、「楽天」や「Yahoo!」のようなインターネット通販会社の沖縄物流ハブ事業への参加も相次いでいる 105)。ネット通販の楽天市場は、初の生鮮食品海外販売を始めており、ヤフー香港は、日本全国の特産品が購入できる新たな取り組みを進めており、その輸送として、沖縄の物流ハブを活用している。

那覇空港の貨物便の就航地点は、2015年10月現在で、成田・羽田・中部・関西空港の国内4空港と、ソウル・青島・上海・広州・香港・バンコク・シンガポール・台北のアジア主要8空港の国内外12地点を深夜便でつないでいる106)。これによって、アジアの各主要都市の工場から夕方に出荷された荷物を、翌朝に日本の工場に届けることも可能となった。その他にも、貨物の単なる積み替えではなく、分配し梱包し直す新たな流通サービスが生まれている。那覇空港に一旦集荷された貨物を、短時間で効率的に積み替えて、目的地へ迅速に輸送する高速輸送ネットワークが構築されつつある。

このように企業の進出等が蓄積する中で、2014年末時点で、物流特区の立地企業数が、旧うるま地区の43社と旧那覇地区の17社で合計60社、雇用人数が旧うるま地区の599人と旧那覇地区の263人で合計862人に達している107)。那覇空港の国際貨物取扱量は、サービス開始前の2008年の年間約1,900トンから、2014年は約100倍の約18万5,000トンにまで増加し、現在では成田空港・関西空港・羽田空港に次ぐ日本第4位の規模に拡大している108)。今後、沖縄県は、さらなるアジアの国際物流

きる機能を有している。

¹⁰⁴⁾ 入居する4社の内訳としては、①東芝自動機器システムサービス、②東芝社会インフラシステム、③化粧品メーカーのホシケミカルズ、④歯磨き粉等を製造するサンスターである。

¹⁰⁵⁾ 琉球新報 2013年12月31日4頁。

¹⁰⁶⁾ ANA Cargo 沖縄統括室・前掲注 (92) 7頁。

¹⁰⁷⁾ 沖縄県「平成 26 年度 国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」(2015 年) 〈<u>http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyutokku/documents/</u> buturyutoku houkoku h26.pdf〉。

¹⁰⁸⁾ ANA Cargo 沖縄統括室・前掲注 (92) 10 頁。

ハブ構想を促進すべく、那覇空港第 2 滑走路の増設事業 109) の工事を完了させると同時に、湾港等の海運施設の整備 110) も進める計画である。那覇空港滑走路の増設事業は、2019 年度末までに工事を完了させる計画であるが、2020 年の東京オリンピックに間に合わせることで、沖縄県へのさらなる観光客を迎えることと、貨物を取り扱う体制が整うことになる。

また、航空輸送は、商品等を速く運べるが、他方で、海上輸送に比べてコストが高く、航空輸送の運賃は、船上輸送より10倍以上も高いと言われる。航空輸送の主な荷物は、半導体部品・自動車部品・精密機械等の機械類・高級食材等の高付加価値商品であるが、往復それぞれの便で、これらの商品をどのように確保して輸送できるのかということが今後の課題と言えよう。

なお、2012年の沖振法改正前の時点では、沖縄経済特区で要件を満たして、国税の税制優遇措置の適用を受けていた企業は1社もなく、沖縄経済特区の存在自体に批判が浴びせられていた。しかし、沖縄県の公表資料によると、2012年の沖振法改正により物流特区が創設されたことによって、2015年6月現在で、うるま市の事業認定企業が5社と、那覇市の事業認定企業が12社という合計17社の企業が、物流特区の認定企業として、税制優遇措置を受けている1110。このような側面だけを取りあげても、物流特区の創設が、画期的な法改正であったことが理解できる。

¹⁰⁹⁾ 那覇空港滑走路の増設事業に関する構想等は、例えば、那覇空港構想・施設計画検討協議会「那覇空港滑走路増設に関する経緯について〜総合的な調査及び構想・施設計画段階のとりまとめ〜」(内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室、2009 年) 参照。

¹¹⁰⁾ 湾港等の海運施設の整備については、例えば、2015 年8月18日に開催された「海運フォーラム in 沖縄〜沖縄国際物流ハブ目指して〜」の配付資料や、2015 年12月9日に訪問をした際の配付資料である、那覇港管理組合「那覇港管理組合の取り組み」参照。

なお、沖縄県では、航空物流が先行して進化を遂げつつあるが、海上物流は未だ改善の余 地が大きい分野である。今後は、航空物流と海上物流を有機的に結合させ、物流拠点の地位 を向上させる取り組みが求められる。

¹¹¹⁾ 沖縄県・前掲注(107)。なお、沖縄県商工労働部企業立地推進課・産業拠点整備班・主 任技師の入部綱一郎氏を通じて、物流特区における認定企業名の公表について、所管の内閣 府と調整して頂いたが、具体的な企業名の情報を入手することはできなかった。

また、この点に関連して、那覇の物流特区に進出している ANA Cargo は、担当部長・桑田氏の話によると、沖縄県で会社設立をしておらず、営業所のみを設けているということで、沖縄経済特区の認定企業ではないとのことである。

3 情報特区

情報通信関連産業は、1998年の「沖縄県マルチメディアアイランド構想」や沖縄振興計画等に基づき、関連企業の誘致が進んでいる分野である。県外との距離というハンデをなくし、若年者雇用にもつながる情報通信産業は、沖縄県の基幹産業として着実に発展している。沖縄県は地震が少ないために、災害のリスク分散に対応したサーバー等を設置するデータセンターの立地や重要データのバックアップ拠点に適していることも重要である。国際的なネットワーク展開の中で、沖縄県の情報通信産業が発展するように、情報通信基盤や企業立地のための施設等のIT(情報技術)インフラ整備が取り組まれてきた。そこで、沖縄県の基盤産業である観光業は4,000億円規模に対して、IT産業は3,000億円規模にまで拡大しているとも言われる。

まず、情報特区とは、情報通信関連産業の集積の牽引力となる特定情報通信事業者の集積を促進することを目的とした沖振法 28 条~31 条に基づく特区であり、2002 年 4 月に施行された沖振法において初めて創設された制度である。情報特区内の企業は、一定の要件を満たせば、法人税課税所得の特別控除等の優遇措置が適用される。

情報特区に指定されている地域として、2012年の沖振法改正前は、「那覇・浦添地区」と「名護・宜野座地区」であったが、2012年の沖振法改正により、「うるま地区」が対象地域として追加されており、現在は3地区5市村にまで拡大している112)。「うるま地区」は、アジアとわが国の架け橋(津梁)となる新たな情報通信産業集積拠点の形成を目指して整備が進められている「沖縄IT津梁パーク」や「沖縄県工業技術センター」の中核施設のさらなる活用を念頭に置いていると思われる。

従来の対象業種は、データセンター、インターネット・エクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダーであったが、2012 年の沖振法 改正により、バックアップセンターとセキュリティーセンター事業を追加

¹¹²⁾ 和泉・前掲注(93) 24 頁。

している(沖振法3条7号・沖振法施行令2条等)。また、2014年の沖振法改正では、対象事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加している。ただし、沖縄県が強く求めていた情報特区の対象事業のさらなる拡大は実現しなかった。実際は、データセンターだけではなく、システム開発やソフトウェア開発を並行して取り組む企業が多くなっており、そのような業種への対象事業の拡大を沖縄県は希望していた。企業進出の入り口で業種を一定程度、制限されている状況は、2012年の沖振法改正前と変わらない¹¹³⁾。将来的には、企業のニーズに即したより幅広い業種の事業を追加することが求められる。

なお、沖縄県内へ新規に進出した情報通信関連企業数は、2002年の52社から、2015年1月現在では346社に増加し、新規雇用者は、2002年の4,899人から、2015年の25,912人へと大幅に増加している114)。業種別では、ソフトウェア開発業が113社、コールセンター業が76社、情報サービス業が75社、コンテンツ制作業が52社、その他が30社となっている。その中でも、2012年の沖振法改正で情報特区に指定されたうるま市に進出した情報通信関連企業は31社、名護市と宜野座村は43社、那覇市と浦添市は247社の合計321社の企業が、新規に進出している。これらのことから、沖縄県にある経済特区の中でも、企業進出数や新規雇用者数の規模から見ると、情報特区は最大の成功事例と評価されよう。

ただし、雇用者数で7割強を占めるコールセンターは、派遣社員・パートタイマー等の非正規雇用者が約8割を占める。正規雇用者の数が大幅に増えてはおらず、雇用対策として十分に機能しているかどうか疑問の余地はある。最近は、コールセンター進出の流れから、コンテンツ制作やソフトウェア開発等のように、より付加価値の高いIT企業の進出が促進されつつあり、今後のさらなる企業進出と正規雇用者の増大が望まれる。

なお、情報特区の事業認定法人は、沖振法30条1項の規定に基づく事

¹¹³⁾ 他方で、後述する 2014 年の経済金融特区の創設に伴って、経済金融特区では、情報通信関連産業の中で、ソフトウェア業も認められている。

¹¹⁴⁾ 沖縄県商工労働部情報産業振興課ホームページ 〈http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/iohosangvo/ricchisuii/documents/20150101itkigvousuii.pdf〉。

業の認定が行われており、同条3項の規定により公表されている。その 事業認定法人は、①2015年2月3日に認定を受けた「株式会社オキット ¹¹⁵⁾」と、②2015年11月5日に認定を受けた「ユーマーク株式会社 ¹¹⁶⁾」の2社である。

4 経済金融特区

(1) 経済金融特区の概要

まず、金融特区は、沖縄県の産業の振興を目指し、金融関連企業等の集積及び高度化を図るために、沖振法 55条~59条に基づき指定された特区であり、2002年4月に施行された沖振法において創設された制度である。「名護市」が金融特区に指定され、特区内の企業は、一定の要件を満たせば、法人税課税所得の特別控除等の優遇措置が適用される。対象業種は、銀行業・保険業・金融商品取引業等(2014年改正前沖振法 3条 14号・沖振法施行令 5条等)が指定されていた 117)。

金融業等は、基本的にモノの輸送を伴わず、近年格段にコストが低下し

¹¹⁵⁾ 認定に係る事業の種類は、1. 沖振法施行令 2 条 2 号で定める事業(インターネット・サービス・プロバイダ事業)、2. 沖振法施行令 2 条 3 号で定める事業(インターネット・エクスチェンジ事業) である〈http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/johotokkuninntei.html〉。

インターネット上の相互接続点(インターネット・エクスチェンジ= IX)を運用するオキット(名護市)は、情報特区で県内初の事業認定を受けた(琉球新報 2015 年 2 月 4 日 5 頁)。 沖縄には、これまで IX がなく、県内同土で通信する場合でも、東京や大阪等の県外を経由していた。そのため通信コストが割高となり、速度も遅くなっていた。同社は、2014 年 5 月に、沖縄 IX(OIX)を開設して、県内データセンター等を相互接続している。

¹¹⁶⁾ 認定に係る事業の種類は、1. 沖振法施行令 2 条 4 号で定める事業(情報通信機器相互接続検証事業)である〈http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/johotokkuninntei.html〉。

沖縄県は、IT機器の検査を手掛けるユーマーク(浦添市)を情報特区の企業に認定した(日本経済新聞(朝刊)地方経済面・沖縄 2015 年 11 月 12 日 33 頁)。同社は、2012 年 9 月に設立されており、うるま市の沖縄 IT 津梁パーク内に、ソフトウェアが正常に作動するかどうかを調べる検証センターを置く。メーカーの委託を受けて、スマートフォン等の機能テストを手掛ける。

¹¹⁷⁾ 金融特区の対象業種に関しては、金融業の範囲が広くて、どのような分野の企業を重点 的に誘致したいのかが不明であり、重点分野を絞るべきだという意見もありえる。確かに、 沖縄県や名護市が企業誘致を行う場合、重点的な分野に特化して営業を行うことは考慮され ても良い。他方で、広い範囲の業務内容から、企業のニーズに応じて選択できる業種を数多

ている情報通信を活用できるため、遠隔性や市場規模に阻害されることがなく、沖縄県に適した産業である。特に、金融特区では、「金融」を産業と捉え、金融関連産業を沖縄県に集積させて、金融業務の新たな展開を支援して、国際的な金融市場の一大拠点を形成するという、従来のわが国にはなかった発想に基づく構想であった118)。アイルランドの首都ダブリンにある「国際金融センター」が、沖縄の金融特区のモデルとされた119)。これまで、名護市は、マルチメディア館・みらい1~4号館・インキュベーション施設等のレンタルオフィスを整備し、道路や通信等のインフラを含めた企業立地基盤のさらなる整備を推進している。

このように金融特区の制度が進展する状況で、後述するように、従来の経済特区における唯一の認定企業が撤退したことで、沖振法改正の必要性が主張されていた。そこで、2014年7月に、従来の金融特区の①金融関連産業に加えて、②情報通信関連産業、③観光関連産業、④農業・水産養殖業、⑤製造業等の合計5業種にも対象産業を広げる形で、「経済金融特区」の制度が新たに創設された120。経済金融特区の創設に伴い、沖縄県知事

く規定で置いておくメリットもあるように思われる。

¹¹⁸⁾ 金融特区の議論に関しては、島袋鉄男「沖縄国際情報金融特区」琉大法学67号(2002年) 185頁、国際情報通信・金融特区促進協議会編『沖縄金融専門家会議―金融特区の実現に向けた20の視点』(沖縄タイムス社、2004年) も参照。

¹¹⁹⁾ アイルランドの金融特区にあたる国際金融サービスセンター(IFSC)に関しては、徳本 穣「経済特区的法制度の研究-アイルランド IFSC に関する調査報告-」琉大法学 65 号 (2001 年) 141 頁参照。なお、2015 年 12 月 4 日には、アイルランド政府産業開発庁日本オフィス を訪問して、日本代表の Derek Fitzgerald 氏から、企業誘致に関する貴重なお話を伺うこと ができた。

¹²⁰⁾ 対象産業としては、①金融関連産業(銀行業・保険業・金融商品取引業等で、旧金融特区と同業種)、②情報通信関連産業(電気通信業・ソフトウェア業・相互接続検証業等で、旧情報通信産業振興地域と同業種)、③観光関連産業(宿泊業・娯楽業)、④農業・水産養殖業(農業・水産養殖業)、⑤製造業等(製造業・自然科学研究所・法律事務所や特許事務所・公認会計士事務所・税理士事務所・経営コンサルタント業)である(岡本・前掲注(2)147 頁)。対象産業の詳細は、名護市役所のホームページ(http://www.city.nago.okinawa.jp/7/6474.html)参照。

なお、これらの産業は、全て、風俗業・性風俗関連業・公序秩序を害する事業のいずれかに該当するものは除いている。また、実際には、このような対象産業以外の企業活動も可能となっている。

が設定するあらゆる産業を対象にすることができ、「専ら」要件を廃止して、エンジェル税制等を創設している 121)。また、特区内での雇用を増加するほど、税制メリットの大きくなる仕組みに変更している 122)。このような制度創設・拡充は、2014年の画期的な沖振法改正の結果であり、後述するように、3社の認定企業が既に登場している。なお、2015年11月末現在、経済金融特区内の企業数が 40 社で、雇用者数が 1,090 名という状況である 123)。

そして、経済金融特区をめぐる動向としては、東京証券取引所の完全子会社で、プロ投資家向けの新興市場を運営する「TOKYO PRO Market ¹²⁴⁾」への株式上場を支援する全国初の地域型指定アドバイザー「株式会社 OKINAWA J-Adviser(以下、「OJA」という)」を2012年7月に設立したことが注目される ¹²⁵⁾。OJA の本店は、経済金融特区に指定されている名護市のマルチメディア館内に設けており、上場を審査する部門と上場を支援する部門に分けて運営する計画である。当初は、野村証券等の国内大手7社が指定アドバイザーとして認定されていたが、OJA は、全国で初めて地域の産業振興を目的とした取り組みとなる。沖縄県独自にOJAを設立することで、地元企業により密着した上場支援やコンサル機能を発

¹²¹⁾ 内閣府・前掲注 (86) 2 頁。この中でも、「専ら」要件については、本稿の「5 (5)『専ら』 要件の緩和・廃止」で言及する。

また、エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するために、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇措置を行う制度である。ベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができる。これらの点に関しては、経済産業省のホームページ〈http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/〉参照。経済金融特区におけるエンジェル税制は、沖振法 57 条の 2 等参照。

¹²²⁾ 具体的には、「所得控除額=所得金額×40%×特区内雇用者数÷全雇用者数」で算出される。

¹²³⁾ 特定非営利活動法人 NDA (Nago Development Authority: 名護経済特区開発機構) のホームページ〈http://nda.city.nago.okinawa.jp/corporate/results/〉参照。

¹²⁴⁾ TOKYO PRO Market は、2008年の金融商品取引法改正により導入された「プロ向け市場制度」に基づき設立された、東京証券取引所の中の1つの市場である。同市場は、企業やファンド等のプロ投資家に取引を限定している。上場審査や情報開示の基準が、東証マザーズ等の新興市場よりも比較的緩いと言われている。

¹²⁵⁾ 琉球新報 2012 年 7 月 28 日 5 頁。

揮でき、資金調達額が小規模なベンチャー企業や中小企業の利用も促すことができる。

なお、2013 年 6 月に、鉄板焼ステーキレストランチェーン「碧 ¹²⁶」が、「TOKYO PRO Market」へ上場した ¹²⁷。同市場への上場は、沖縄県内の第 1 号である。初値 1,190 円・発行済株式総数 59 万株であった。そして、2015 年 9 月には、沖縄県でホテル事業等を手掛ける「WBF リゾート沖縄 ¹²⁸」が、「TOKYO PRO Market」への株式上場を申請した ¹²⁹)。審査を経た上で、10 月 15 日に上場し、初値 17,000 円・発行済株式総数 4 万株であった ¹³⁰)。両社の上場申請においては、ベンチャー企業の上場を支援する OJA の助言を受けていた。結果として、東証関連市場への沖縄県内の上場企業は、合計 7 社となった ¹³¹)。

また、金融関連企業の大きな話題は、2015 年 9 月 28 日に、鹿児島銀行が沖縄県那覇市おもろまちで支店を開設したという動向である ¹³²⁾。鹿児島銀行は、経営統合で合意した肥後銀行とともに、持株会社を設立し、運営していく方針である。両行は、那覇空港を拠点にした ANA 国際貨物物流ハブを足がかりにして、鹿児島・宮崎・熊本の特産品のアジア輸出を後押しし、資金需要の創出も狙う考えである。両行は、経営統合後の営業戦略として、取引企業の海外展開支援等の国際化戦略も掲げており、その戦略の一環として、沖縄への支店形態による進出を実現している。

¹²⁶⁾ 同社は1999 年に創業されており、「碧」と県産鶏とあぐ一の店「とりひろ」を東京2店舗・大阪1店舗・沖縄4店舗の合計7店舗を展開している。資本金5,500万円・株主137人・従業員数128名(2015年11月現在)である。

¹²⁷⁾ 琉球新報 2013 年 6 月 5 日 5 頁。

¹²⁸⁾ 同社が主力事業と位置付けるのは、豊見城市瀬長島のリゾート施設運営である。2012 年 に温泉施設を併設した「琉球温泉瀬長島ホテル」を開業させて、2015 年 8 月には、同ホテ ルに隣接する敷地内に、複合商業施設「瀬長島ウミカジテラス」をオープンさせている。

¹²⁹⁾ 日本経済新聞(朝刊) 地方経済面・沖縄 2015 年 9 月 25 日 33 頁。

¹³⁰⁾ 沖縄タイムス 2015年10月17日9頁。

¹³¹⁾ 沖縄県内の上場企業7社の内訳は、東京証券取引所1部上場の「沖縄銀行」「沖縄電力」「株式会社サンエー」「琉球銀行」と東京証券取引所JASDAQ上場の「沖縄セルラー電話」の5社に加えて、TOKYO PRO Market 上場の当該2社である。

¹³²⁾ 沖縄タイムス 2015 年 9 月 29 日 9 頁。なお、国内 3 メガバンクの一つである「三井住友銀行」が、国際物流ハブ事業の活用も考慮に入れて、沖縄県への進出を検討しているとの報道もある(琉球新報 2015 年 9 月 29 日 5 頁)。

(2) 経済特区における唯一の認定企業の撤退事例と新たな認定企業

従来の金融特区に関連して、大規模な沖縄金融専門家会議が全4回開催されて、様々な提案がなされたが、ほとんど実現していない。例えば、制度創設時には、金融特区の目玉とされていたキャプティブ保険(子会社による親会社の自家保険)に関して、名護市は第7次にわたり国に要望を続けてきたが、金融庁は、投資家保護を理由に、責任準備金額を引き下げる要件等の緩和に否定的であり、未だ実現していない。

また、経済特区で唯一要件を満たして初めて国税の優遇措置の適用を受けていた金融関連システム・ソフトウェア開発の「ユナイテッドワールドテクノロジー(2008年認定。以下、「ユナイテッド社」という)」は、2010年の株主総会決議を受けて解散し、経済特区から撤退して、東京にある完全親会社のユナイテッドワールド証券(以下、「ユナイテッド証券」という)へ事業を移管した「33」。ユナイテッド証券の営業収益は、2008年3月期の約26億円から、2010年3月期は約10億円に減少して、純損益は1億8,000万円の赤字を計上する等の状況で、業績が悪化していた。世界的な金融危機以降の景気低迷を背景に、親会社の業績が振るわず、経営効率化を図ったようである。その結果、沖縄経済特区における認定企業は再びゼロとなり、2012年の沖振法改正までは、その状況に変わりはなかった。

このことから、経済特区はうまく活用されていないと批判されることがあった。大手の県外企業等が金融特区に進出して認定企業とならなかった理由としては、経済特区の要件自体が厳しかったことや、リーマンショックによる金融危機の影響等の原因もありえた。その他には、現在でも、経済金融特区の対象地域が、名護市に限定されていることも影響を及ぼしていると思われる。物流特区や情報特区が那覇市等の地域が指定されていることに比べて、進出企業に躊躇させている印象は否めない。元名護市長の岸本氏の構想等から、北部振興策の一環として名護市に限定していること

¹³³⁾ 沖縄タイムス 2010年12月19日9百。

は理解できるが、経済金融特区の活用を促進するという観点からは、対象 地域を那覇市等の市街地も指定すべきであるという見解もありえよう。

沖振法施行令 25 条は、経済金融特区の要件として、労働力の確保が容易であること(同条 1 号)、輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること(同条 2 号)、沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること(同条 3 号)、経済的社会的条件からみて経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められること(同条 4 号)と規定していることから、本来ならば、対象地域を那覇市等に指定できるようにも読める。

ただし、沖振法は、経済金融特区の指定地域として、産業の集積を促進することにより、沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる要件を備えている地区を、経済金融特区として「一を限り」指定することができると定めている(沖振法 55 条 1 項)。

「一を限り」指定できると限定していることから、経済金融特区の指定 地域を実質的に名護市に限定した取り扱いとなっている。仮に名護市以外 の地域を指定するためには、条文の文言を変更するための法改正作業が必 要となってくる。

なお、経済金融特区の事業認定法人は、沖振法 56 条 1 項の規定に基づく事業の認定が行われており、同条 3 項の規定により公表されている。その事業認定法人が、① 2014 年 9 月 18 日に認定を受けた「株式会社 S.O.W. フィナンシャルイノベーション 134」、② 2015 年 3 月 31 日に認

¹³⁴⁾ 認定に係る事業の種類は、1. 金融商品取引業(第二種金融商品取引業)、2. 金融商品取引業(投資助言・代理業)、3. 貸金業、4. 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務に係る事業、5. 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務に係る事業、6. 経営コンサルタント業である〈http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/nintei.html〉。

株式会社 S.O.W. フィナンシャルイノベーションは、経済金融特区の制度拡充後における 初の認定事業者である。同社は、商業施設・ホテル・物流倉庫等の企業が保有する事業資産 を証券化して、企業の資金調達を支援している。同社は、金融業・不動産業・IT業・物流事 業を手掛ける S.O.W. ホールディングス(東京)から、金融部門を切り離して、名護市に設

定を受けた「株式会社 MUNI OKINAWA ¹³⁵⁾」、③ 2015 年 10 月 15 日 に認定を受けた「琉球若草 ¹³⁶⁾」の 3 社である。

5 国税の優遇措置を受けるための認定要件

経済特区(物流特区・情報特区・経済金融特区)の地域内の企業は、一定の要件を満たせば、法人税課税所得の40%控除等という国税の優遇措置が10年間受けられる。一定の要件について、以下では、主に経済金融特区の条文に基づいて解釈を試みるが、考え方としては、基本的に、物流特区と情報特区にも適用できるものである。

まず、経済金融活性化特別地区の区域内において「設立」され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む「法人」は、「当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」、「常時使用する従業員の数」が政令で定める数以上であること等の要件に該当する旨の「沖縄県知事の認定 137)」を受け

立されている(沖縄タイムス2015年2月26日9頁)。

¹³⁵⁾ 認定に係る事業の種類は、1. ソフトウェア業である〈http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/nintei.html〉。株式会社 MUNI OKINAWA は、情報通信分野の企業で、初めて経済金融特区での事業認定を受けた。同社は、名護市・沖縄高専・名桜大学等と協力して、システムエンジニアを育成する「名護 ICT 人財育成協議会」を立ち上げた(沖縄タイムス 2015 年 4 月 1 日 9 頁)。IT 業界の発展で人材不足が深刻化する中、経済金融特区を拠点に、産官学の幅広い枠組みで「即戦力」を育て、情報産業の振興を後押しする。同社は、同特区の金融分野で認定を受けた株式会社 S.O.W. フィナンシャルイノベーションのグループ会社であり、S.O.W. グループのシステムのほかに、アプリやゲームの開発も手掛ける。

¹³⁶⁾ 認定に係る事業の種類は、製造業である〈http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shoko/seizou/keikintokku.html〉。印刷業の琉球若草は、経済金融特区の認定企業の中では3社目であるが、製造業の認定は、今回が初めてである。同社は、2008年3月に、群馬県に本社を置く若草印刷の名護営業所として、名護市豊原に開設していた(琉球新報2015年10月16日5頁)。商業印刷物の企画・デザイン・製作やデータベースの構築を業務としており、2015年6月に、若草印刷の完全子会社として法人登記していた。同社は、本島北部を中心に、沖縄県内から従業員13人を雇用している。

¹³⁷⁾ 情報特区と経済金融特区においては、「沖縄県知事の認定」で足りるが、物流特区においては、「主務大臣の認定」が要求されている。2014年の沖振法改正前は、全ての経済特区において「主務大臣の認定」が要求されていたことからすると、現行法の下では、沖縄県知事の裁量が広がっており、意義のある改正であったと思われる。

ることができる (沖振法 56 条 1 項) $^{138)}$ 。この経済金融特区をめぐる沖振法 56 条 1 項の各文言に関して、解釈論および立法論等に関する議論を以下で展開していきたい $^{139)}$ 。

(1)「法人」

「法人」とは、自然人以外の者であって、権利能力の主体となる法人格を認められた者である(会社法3条)。会社の場合、法定の要件を満たせば当然に設立を認め、法人格が付与されるという「準則主義」が採用されている。他方で、「銀行」の開業においては、内閣総理大臣の免許を要求している(銀行法4条1項)。

会社法で規定されている法人格のある会社は、①株式会社・②合名会社・③合資会社・④合同会社の全部で4種類ある(会社法2条1号)。この中でも、合名会社・合資会社・合同会社は、定款自治が広く認められる組合的な形態である点で共通しているため、持分会社として一括りに規定されている(会社法575条1項)。これらの4種類の会社は、法的に社員の会社債権者に対する責任のあり方の差異によって分類される。すなわち、株式会社は社員が全て有限責任社員の会社、合名会社は社員が全て無限責任社員の会社、合資会社は無限責任社員と有限責任社員が混在する会社、合同会社は社員が全て有限責任社員である。この他の法人形態としては、少人数・特定事業で社会貢献を主として行い、地方自治体の認可が設立条件である特定非営利活動法人(NPO)等もあるが、これらの法人形態は、会社法で規定されている訳ではない。本稿では、便宜上、会社を念頭に置いて議論を進めていく。

また、個人的に注目しているのが、2005年の会社法改正における目玉の一つとして、わが国に新たに導入された合同会社(日本版 LLC)の活

¹³⁸⁾ このような要件以外にも、「特区内で設立され 10 年以内の企業」(沖振法施行令 26 条 2 項 4 号) 等の要件がある。

¹³⁹⁾ 金融機関や銀行に関する一般的な議論は、川口恭弘『現代の金融機関と法〔第5版〕』(中央経済社、2015年)、小山嘉昭『詳解銀行法〔全訂版〕』(金融財政事情研究会、2012年)参照。

用である ¹⁴⁰⁾。合同会社とは、①私法上の権利義務の主体となる法人格を有し、②外部関係で出資者全員が有限責任を確保し、③内部関係で広く定款自治が認められる柔軟な民法上の組合型の会社形態のことである。

わが国の合同会社は、米国のLLCをモデルとして、会社法改正において新たに導入された制度である。その米国におけるLLCの設立地としては、個人的に、フロリダ州に注目している。なぜなら、第一に、米国でのLLCの設立地として、近年、フロリダ州が主導的な地位を獲得しており、第二に、フロリダ州は、米国の中でも南部に位置するリゾート地として、観光客・移住者・退職者等の集まる地域として認識されている名高い地域であり、沖縄県と類似した側面を見出せるからである。沖縄県の経済特区における起業の促進という観点から、合同会社のさらなる活用を検討することも一つの案であろう。

なお、沖振法では、どのような会社形態を選択した上で、経済特区へ起業を促進するかという点には言及がない。したがって、基本的には、進出企業ごとに自由に企業形態を選択することが一定程度、可能ではあるので、4つの会社のどの形態による進出も可能である。ただし、経済金融特区に進出する際には、特定の業種ごとに、設立すべき企業形態が決まっている場合がある点に注意を要する。例えば、銀行は「株式会社」でなければならない(銀行法 4 条の 2)。したがって、銀行を設立する場合は、株式会社以外の会社形態を選択することはできないことになる 141)。

(2)「常時使用する従業員の数(従業員要件)」

2012年の沖振法の改正前において、物流特区では20人以上、情報特区と金融特区では10人以上が要件とされていた142)。この従業員要件は、

¹⁴⁰⁾ 合同会社の沖縄県における起業の促進という観点から、伊達竜太郎「沖縄県における合同会社の活用~フロリダ州の LLC 法制を手がかりに~」沖縄大学法経学部紀要 14 号(2010年)13 頁において、議論を紹介および検討している。

¹⁴¹⁾ その他にも、上場企業は、株式会社である必要がある。合同会社等を設立した後に、株式会社への組織変更は可能であるが、上場(株式公開)を視野に入れる場合には、株式会社という組織形態の選択も考慮に入れる必要がある。

¹⁴²⁾ 情報特区と金融特区の従業員要件に関して、制度創設時は20人であったが、2007年4

沖縄県在住の新規雇用者数を増やすことを念頭に置いているが、この要件を満たすことが難しいとして、沖縄経済特区の利用を妨げる主な要因として挙げられる場合があった 143)。そこで、従業員要件をさらに引き下げるべきであるという見解もありえた。他方で、仮に要件を引き下げると、起業が促進される可能性はあるが、従業員の絶対数が減るおそれが生じるという反論が考えられる。ただし、起業が促進されれば、進出企業の増大により、結果として従業員数が増大する可能性があることから、従業員要件のさらなる引き下げも改正案としてありえると思われる 144)。

その後、2014年の沖振法改正は、このような見解を取り入れた上で、従業員要件が、情報特区と経済金融特区では10人から5人へ、物流特区では20人から15人へと要件が緩和された¹⁴⁵⁾。情報特区と経済金融特区における認定企業が、それぞれ2社と3社の合計5社として登場したのも、私見としては、この従業員要件の緩和が大きく影響しているものと思われる。

なお、雇用形態としては、正規雇用と非正規雇用を問わず、常時使用する従業員数が5人以上等になれば、要件を満たすことができる ¹⁴⁶ 。ただし、極端な事例として、全員が非正規雇用形態では、そもそも被雇用者の安定的な地位の確保という観点から疑問が生じるため、実務上は、常時使用する従業員数の最低でも半数以上は、正規雇用労働者を雇うことが求め

月の沖振法改正で、10人に緩和された。なお、内閣府の担当者に話を伺ったところ、特区によって従業員数に差が生じているのは、内閣府が産業別の統計を基に調査したところ、産業に応じた適正人数が、概ねこの人数ということで定めているようである。

^{143)「}やっと動き始めた金融特区は課題山積 沖縄『骨抜き』1 国 2 制度との声しきり一年内には許可企業誕生の公算」財界九州 44 巻 10 号 (2003 年) 52 頁。沖振法制定当初の従業員要件の高さは、大企業を念頭に置いていたものと思われるが、IT 関連企業等を中心に、中小企業としてのベンチャー企業等が多い現実からすると、制度創設時の理念と現実との間にミスマッチがあったと思われる。

¹⁴⁴⁾ 伊達・前掲注(1)8頁。

¹⁴⁵⁾ 内閣府・前掲注 (86) 2 - 3 頁。なお、情報特区の条文は、沖振法 30 条 1 項・沖振法施行令 11 条 1 項、物流特区の条文は、沖振法 44 条 1 項・沖振法施行令 21 条 1 項、経済金融特区の条文は、沖振法 56 条 1 項・沖振法施行令 26 条 1 項である。

¹⁴⁶⁾ 仮に、「常時」使用する従業員数が5人以上等ということから、要件を満たして認定企業 になった後に、従業員が減って5人等に満たなくなったという状況が生じた場合、認定企業

られるように思われる 147)。

(3)「設立」

「設立」とは、経済特区内に法人を設立することである。また、認定を受けるためには、「特区内で設立され10年以内の企業」である必要がある(沖振法施行令26条2項4号)。この新規法人の「設立」と関連して、2005年の会社法改正においては、株式会社における起業促進策として、資本金規制の撤廃や定款自治の拡大等が重要である。例えば、会社設立の促進による日本経済の活性化を目指して、株式会社の最低資本金制度が撤廃され(会社法27条4号)、資本金が1円でも株式会社を設立できることになった。最低資本金の規制撤廃により、今後は、開示制度の充実を図ることで、会社債権者保護に対処することが重要となってくる。

ただし、特定の業種によっては、現在も資本金規制が存在している。例えば、1993年の金融制度改革法施行に伴い、新たに「銀行」を設立する場合、銀行の最低資本金は、「20億円」と定められている(銀行法 5 条 1項・銀行法施行令 3 条)148)。銀行業を営業する場合に最低資本金を法定する理由は、①銀行の資本基盤が脆弱では、経済や金融の動揺に絶えられず、信用授受機関としてふさわしくないこと、②銀行業における資本金の性格が事業会社のそれとはかなり異なるもので、本源的な資金調達手段ではなく、外部負債である預金等に対する最終的な担保としての性格を持つ

の要件を欠くことになり、認定が取り消される可能性はある (沖振法 56 条 2 項等)。また、その場合、事業認定を受けた法人は、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない (沖振法施行令 27 条 3 項等)。

¹⁴⁷⁾ オーストリアとドイツの項目でも指摘したが、この2ヶ国での雇用体系は、正規雇用者が圧倒的に多い状況である。正規雇用者と非正規雇用者を選択できた方が柔軟な労働体系として優れているという意見もあるが、沖縄経済特区においては、オーストリアとドイツと同様に、労働者の安定性という観点からすると、正規雇用者は増加することが望ましいように思われる。

¹⁴⁸⁾銀行の他にも、保険会社の最低資本金としては、資本金の額または基金(基金償却積立金を含む)の総額が「10億円」以上でなければならない(保険業法6条1項・保険業法施行令2条の2)。保険会社で最低資本金を要求する趣旨としては、債権者保護策として、一定の規模と支払能力を確保するためである。

さらに、業種によっては、業務の種別に応じた最低資本金要件も課されている。例えば、

こと等が挙げられる 149)。

また、最新の銀行設立の情報としては、ローソンが、三菱 UFJ フィナンシャル・グループと協力して、銀行業務への参入を検討していることが明らかになっている ¹⁵⁰⁾。ローソンは、全国に 1万 2000 店あるコンビニエンスストア店舗を生かして預金を獲得し、収益事業にしたい考えのようである。実現すれば、流通業の銀行参入としては、2001 年に開業したセブン&アイ・ホールディングスのセブン銀行 ¹⁵¹⁾ と、2007 年に開業したイオングループのイオン銀行 ¹⁵²⁾に次いで 3 社目となる ¹⁵³⁾。そこで、このような状況において、沖縄県庁の職員等が、迅速に沖縄の経済特区で銀行を設立してもらえるように、企業誘致を積極的に行えるかが勝負の分かれ目になるようにも思われる。

なお、経済特区に会社を新規設立する場合に、進出企業として、上場企業のような大企業とベンチャー企業のような中小企業のどちらを念頭に置いているのであろうかという疑問が生じる。まず、例えば、金融業等の企業では、最先端の金融手法を生かした商品を開発するベンチャー系の事業等も想定される。ベンチャー企業は、基本的に、会社の規模として小規模な会社が想定され、2014年沖振法改正前の従業員数が10人以上等の要件を満たすことのハードルが、通常は高かったと想定される。

①第一種金融商品取引業 (5,000 万円) (元引受業務を行う場合は、30 億円または5 億円)、②投資運用業 (5,000 万円)、③第二種金融商品取引業 (1,000 万円)、④第二種金融商品取引業を行う個人 (営業保証金1,000 万円)、⑤投資助言・代理業 (営業保証金500 万円) が挙げられる。これらの点に関しては、金融庁「金融商品取引法制の政令・内閣府令等の概要」5 頁 〈http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7/34.pdf〉参照。金融商品取引業者については、金融商品取引法 30 条の 4 第 2 号・同法施行令 15 条の 7 参照。

¹⁴⁹⁾ 小山・前掲注(139) 90 頁。銀行においては、「預金者保護」が重要であるとも言える。

¹⁵⁰⁾ 日本経済新聞(朝刊) 2015年11月20日1頁。

^{151) 2015}年3月31日現在の資本金は、305億1,400万円である。

^{152) 2015} 年 3 月 31 日現在の資本金は、512 億 5,000 万円である。なお、イオン銀行は、 2015 年 4 月に、沖縄県で有人店舗を開設している。

¹⁵³⁾ この他にも、2014年7月に、ファミリーマートが、ジャパンネット銀行と資本・業務提携に向けた協議を始めると発表している。小売業が金融業に乗り出すのは、電子マネーの普及で協業できる分野が拡大しているためであり、各社は、金融サービスでの収益拡大を模索している。

次に、ベンチャー企業ではなく、上場企業のような大企業の先端部門を本社から切り離して、沖縄に移転するということも考えられる。この場合、大企業ならば、進出形態としては、大企業を親会社として、子会社の設立による経済特区への進出が想定される。親会社が展開してきた事業と類似の業種により経済特区へ進出を果たすことで、資金力や事業の継続性等の観点から、望ましいようにも思われる。したがって、このパターンによる進出が、経済特区の要件を満たし、雇用の安定等にも貢献できる可能性が高まると思われる。ただし、税金の優遇措置は、親会社ではなく、子会社の法人税課税の所得控除になる点に注意を要する。

(4)「当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」

「本店」とは、商人が一個の営業について数個の営業所を有する場合に、 全営業を統括する営業所のことである 154)。会社の「本店」は、会社法の 規定によって登記した場所をいう(会社法 911 条 3 項 3 号)。経済特区で は、「本店」形態での進出を意味することから、「支店」形態による進出で は、国税の優遇措置は適用されない。また、「設立」との関連では、「設立 地」と「本店所在地」等がセットで経済特区内に存在する必要があるゆえ に、「設立地」と「本店所在地」が別地域に存在する場合には認定されない。 ここで、例えば、東京に本店のある大企業が、沖縄に本店機能を移転す ることを検討してみる。経済特区に認定されるために本店機能を移転する ならば、その機能を全て沖縄に移すことは様々なリスクや困難を伴う。ビ ジネス環境の不利な側面としては、沖縄県が経済の中心地域である都心部 から離れた場所にあり、本店機能の移転ということになると、効率が悪く なるおそれがある。そこで、沖縄に本店機能を移転できる企業は少ない可 能性があり、大企業が経済特区に進出する場合、先述した子会社形態によ る進出が現実的であろう。具体的には、子会社の新規設立により、子会社 の本店機能を経済特区に創設することになる。

¹⁵⁴⁾ 大塚英明=川島いづみ=中東正文『商法総則・商行為法「第2版」』(有悲閣、2008年)162頁。

なお、銀行の子会社を新規設立する場合、先述したように、銀行の最低 資本金は、20億円と定められている(銀行法 5 条 1 項・銀行法施行令 3 条)。 資本金規制により、金融庁の認可を得るためには、資本の充実が必要とな り、親会社からの多額の増資等が必要となることから、経済金融特区への 進出を妨げている可能性がある。通常、大手の銀行が地方に進出する場合、 支店形態による場合が多い。例えば、みずほ銀行や鹿児島銀行は、沖縄に 那覇支店という形態での進出を行っているが、子会社として設立している 訳ではない。

そこで、経済特区に限っては、特別に銀行業の資本金規制を撤廃すべきであるという見解もありえる 155)。しかし、私見として、経済金融特区における銀行業等に関しては、新規設立という要件を緩和した上で、「支店」形態による進出でも、従業員要件を満たす限りにおいて、国税の優遇措置を認めるべきであると思われる 156)。このような規制緩和を伴う立法論の方が、銀行業の進出実態に即したものであると思われる。仮に「支店」形態での進出を認める場合、「設立」要件の緩和以外に、以下の「専ら」要件のさらなる緩和が必要となってくる。

また、このような「支店」をめぐる議論の他にも、法理論的な構成としては、会社従属法として、設立準拠法主義との兼ね合いも参考になる 157)。すなわち、経済特区を法域と捉える場合、日本や米国が採用している設立準拠法主義との相違がある。わが国では、会社従属法の決定基準に

¹⁵⁵⁾ 沖縄経済特区における銀行の資本金規制の問題を最初に検討した文献としては、伊達竜太郎「会社法改正における沖縄県名護市金融特区の活用~合併対価の柔軟化を題材に~」沖縄法政学会会報 18 号 (2006 年) 5 頁参照。

¹⁵⁶⁾ 伊達・前掲注 (1) 9 頁。なお、このように解する場合、「本店」の登記に加えて、「支店」 の登記も考慮する必要があるように思われる。

¹⁵⁷⁾ 伊達竜太郎「Law Market・米国デラウェア州の状況・沖縄経済特区への示唆」『〈九州法学会シンポジウム〉経済特区・企業・法ー国際的ゲートウェイを目指す沖縄の取組ー』九州 法学会会報 (2013 年) 73 頁。

なお、同シンポジウムでは、この他のテーマとして、徳本穰「経済特区・企業・法ー国際的ゲートウェイを目指す沖縄の取組ー」、 玉城恒美「沖縄の経済特区の概要」、 上原良幸「沖縄振興の歩みと今後の展望〜過去・現在・未来〜」、 鈴木和子「沖縄経済特区の優遇税制について」、 高崎正名「アイルランドと沖縄」、 富川盛武「沖縄の発展可能性と戦略」の報告が行われた。

関して、従来から、会社の設立時に選択した国や法域の法を適用する「設立準拠法主義」と、会社の主たる事業活動が行われている国や法域の法を適用する「本拠地法主義」とが解釈上対立しており、設立準拠法主義が通説であると解されている 158)。

そこで、設立準拠法主義においては、会社の「設立地」と「本店所在地」が異なる場合がある ¹⁵⁹⁾。例えば、実務上、米国デラウェア州で会社を設立して、ニューヨーク州やカリフォルニア州に本拠地や本店等を置くということが可能である。他方で、会社の「設立地」と「本店所在地」がセットの考え方を採用している沖縄経済特区法制の場合、日本や米国の会社法上の設立準拠法主義よりも規制強化の側面が見受けられる。

したがって、私見は、立法論として、沖縄経済特区においても、設立準拠法型の法制度への移行を検討すべきであると考える 160)。例えば、従業員要件等を満たす場合には、「設立」か「本店」のどちらかの要件を満たせば良いと思われる。すなわち、①会社設立地が経済特区・本店所在地が他の地域にある場合、「本店」要件の規制を緩和する、②本店所在地が経済特区・会社設立地が他の地域にある場合、「設立」要件の規制を緩和するという考え方もありえよう。

(5)「専ら」要件の緩和・廃止

経済特区における2012年の沖振法改正前の企業認定要件は、「専ら特区内に事業所を有すること」として、事務所を設ける地域を限定しており、

¹⁵⁸⁾ 山田鐐一『国際私法[第 3 版]』(有斐閣、2004 年) 227 頁、溜池良夫『国際私法講義[第 3 版]』(有斐閣、2005 年) 296 頁、石黒一憲『国際私法[第 2 版]』(新世社、2007 年) 380 - 381 頁、神前禎=早川吉尚=元永和彦『国際私法[第 3 版]』(有斐閣、2012 年) 115 頁、櫻田嘉章『国際私法[第 6 版]』(有斐閣、2012 年) 83 - 85 頁、澤木敬郎=道垣内正人『国際私法入門[第 7 版]』(有斐閣、2012 年) 172 頁参照。

設立準拠法主義が支持される理由は、株主や会社債権者等の利害関係者にとって、会社従 属法の判断が容易であること、会社従属法が固定的であり望ましいこと、事実上の本拠地の 移転が容易となること、日本法上の関連規定と整合的であること等が挙げられる。

¹⁵⁹⁾ 伊達竜太郎「擬似外国会社に関する一考察~ VantagePoint 判決を手がかりに~」 筑波法 政 49 号(2010 年)77 頁。

¹⁶⁰⁾ 伊達・前掲注(157) 73 頁。

「専ら」要件と呼ばれていた。しかし、「特区内のみに事業所を有する」と限定することにより、例えば、仮に名護市の金融特区内に企業が進出してきても、特区外の市町村には、営業拠点を設置することができないという不都合があった。この要件を課した理由として、財務省は、Tax Haven(租税回避地)、すなわち、一定の課税が著しく軽減される地域等への懸念があったからである。財務省は、全国一律で法人税を課したい思惑があるゆえに、一国二制度的な課税体系による進出企業の課税逃れを避けたいのであろう。他方で、情報通信技術が発達し、金融業務もグローバルに動く中、名護市だけで業務を完結するのは困難である。以前から、「専ら」要件が、経済特区の新規進出への足かせであると指摘されていたことにより、沖縄県は事業所の所在地要件の緩和を国に求めており、2012年の沖振法改正において要件が緩和された。

具体的には、特区内に本店又は主たる事務所を設けること等を条件として、常時使用する全従業員の20%まで等の範囲内で、特定の付随的業務のみを行う事業所であれば、特区外に営業拠点を設置することが可能となった(2014年改正前沖振法56条1項・沖振法施行令26条2項7号等)。例えば、製造業を営む法人は、原則、常時使用する全従業員数の20%までの範囲内で、自らが製造した製品を販売するための営業拠点を、沖縄県内・県外を問わず、特区外に設置することが可能となる。「専ら」要件の緩和に伴う「20%」という数字の根拠は、企業のヒアリング等を実施した結果、特区内に企業集積を図ると同時に、特区外の事業が特区内の事業と比較して多くならないよう配慮した数字である。実質的な事業が特区外に存在する場合は認定されないが、特区内に実質的な事業があれば良いことになる。

「専ら」要件の緩和により、企業が制度を活用しやすいように一定の改善がなされたことで、企業進出を促進する法改正がなされたとも評価できる。ただし、本改正で急速に企業誘致が促進されるとまでは言えない程度の改正であった。したがって、起業促進の観点からは、さらなる要件の緩和として、例えば、「常時使用する全従業員の20%まで」の数値を、「50%

まで」等への改正要求もすべきであるという見解もありえよう 161)。

そこで、このような主張も考慮に入れられて、2014年度の沖振法改正によって制度改正がなされており、企業にとって使い勝手の良い制度になりつつある。すなわち、物流特区と情報特区の「専ら」要件は維持されているが、経済金融特区の創設に伴い、経済金融特区における「専ら」要件を廃止した(沖振法 56 条 1 項・沖振法施行令 26 条 2 項 7 号)162)。現在、沖縄経済特区においては、2012年の沖振法改正前の「専ら」から、「主たる」という文言に変更している。2014年の改正により、経済特区外での活動や対象産業以外の活動も可能になっており、経済金融特区における認定企業の 3 社への増加という結果に結びついたと思われる。

IV 結び

現在、地方都市の企業誘致合戦は、特区間競争の要素が加わり、激しさを増している。47 都道府県と17 政令指定都市を対象に実施された調査では、全体のほぼ8 割にあたる自治体が、企業誘致策を拡充・強化しているとも言われる ¹⁶³⁾。このことからも、沖縄県の経済特区への企業誘致も容易ではないことが理解できる。また、国内的な観点に加えて、諸海外地域、特にアジア諸国との国際的な企業誘致合戦という側面も有している。各種助成制度による人件費等の低さも、諸外国と比較すると、沖縄県の優位性は必ずしも高くはない。そして、企業誘致に依存した地域経済振興を待つ落とし穴は、グローバル化に伴い企業誘致がしやすい産業の場合、世界中の各都市との国際競争にさらされ、経済環境の変化やインセンティブによっては、逆に進出企業が流出しやすいことである ¹⁶⁴⁾。

¹⁶¹⁾ 伊達・前掲注(1) 10頁。

¹⁶²⁾ なお、物流特区の条文は、沖振法 44条1項・沖振法施行令21条2項6号であり、情報 特区の条文は、沖振法30条1項・沖振法施行令11条2項4号である。

^{163)「}地方自治体の企業誘致活動に関する取組の現状〔概要〕〜企業誘致活動に関するアンケート調査結果〜」〈http://www.jilc.or.jp/result/25/jichitaikigyouyuchi.pdf#search="%E4%B C%81%E6%A5%AD%E8%AA%98%E8%87%B4+%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C %E7%9C%8C'〉。

¹⁶⁴⁾ 他方で、諸外国を単に企業誘致における競争相手とのみ捉えるのではなく、協調相手と

2012年の沖振法改正前の時点では、経済特区の認定企業が1社もなく、制度の使い勝手が悪いという批判があった。認定企業には法人税優遇等の措置を認めているが、認定のハードルが高く、「骨抜きの制度」とも指摘されていた。全ての要件を満たす必要がある上に、仮に全ての要件を満たしていても、「主務大臣の認定」が必要なことから、経済特区の認定企業となるか否かの最終的な判断は主務大臣に委ねられていた。さらに、沖振法は10年間の時限立法であり、経済特区の認定を受けるために進出したい企業には、利用しづらい側面もある165)。

ただし、2012年の沖振法改正時点で、経済特区の要件を満たしている認定企業がなかったからといって、必ずしも制度が失敗していた訳ではなかった。経済特区の認定企業の有無に関わらず、進出企業の増大・正規雇用者の増大・地域の活性化等が達成できれば良いとも思われる。例えば、経済金融特区に指定される名護市に進出した企業は、金融特区の創設当時に想定されていたような役割を十分に果たしているとまでは言えないものの、2015年11月末現在で、40社で1090名の雇用が生まれていることから、一定の評価はされても良いように思われる。また、現在の経済特区の認定企業については、2012年の沖振法改正によって、2015年11月末現在で、物流特区17社・情報特区2社・経済金融特区3社の合計22社が登場している。

なお、経済特区における税の優遇措置のみを念頭に企業が進出してくるのではなく、優遇措置は様々なメニューにおける選択肢の一つである。進出企業の主な理由には、税制の優遇措置以外にも、沖縄県のバックアップ体制として、施設整備や通信費コスト等の助成措置・人材育成支援に対する各種助成制度等という多くの企業誘致策が講じられていることも挙げられる。本土よりも2割安い人件費や都心のオフィスより10分の1以下という事業所の賃料等の固定費の低さに加えて、アジアに近い地理的な優位

捉えることも可能であろう (徳本・前掲注 (30) 444 頁)。

¹⁶⁵⁾ 沖振法が10年間の時限立法であるという側面は、企業の継続性や予測可能性という観点 から望ましくないことから、将来的には、「沖振法の恒久法化」を視野に入れて議論を行う

性・海外進出で懸念される「技術情報の流出リスク」も防げる。このように、税制の優遇措置以外の条件を考慮した上で沖縄県へ進出する企業も多く、徐々に企業が集積してきており、一定の雇用を生み出している。さらに、経済特区・地域制度の活用により、沖縄における産業集積の進展と企業活動の活性化がより一層進み、沖縄が日本のフロントランナーとして、21世紀の成長モデルとなり、日本経済の牽引役となることも期待される。

また、沖縄経済を牽引している産業は、経済特区と関連が深いことも認識できる。沖縄県のリーディング産業は観光業であり、観光業に次ぐ産業としては、情報通信関連産業が挙げられ、最近注目されている物流ハブ構想も存在する。これらは、全て沖縄経済特区に指定されている産業であり、沖縄経済を牽引している産業と経済特区とは、密接に関係していることが分かる。

また、企業法的な観点から特区を考察すると、経済特区で企業誘致を行うために、効率的なワンストップサービス等を提供するという観点から、どのような「管理運営主体」を構築すべきなのかを検討することが重要である 166)。企業誘致の局面では、進出企業が必要な情報を得られ、進出の手続やアフターケアも「管理運営主体」の下で効率的に享受できることが望ましい。個人的に、海外視察を行ったドイツとオーストリアにおいては、このような管理運営主体が、効率良く機能していたように思われる。そこで、企業法的な観点から、機能的な「管理運営主体」を構築するにあたっては、その主体の法人形態としていかなる形態がふさわしいのか、具体的には、①株式会社等の会社という形態や、②国や地方自治体の機関という形態等で、いかなる法人形態を選択すべきか 167) についても、今後、検討

必要があると思われる。

¹⁶⁶⁾ 徳本・前掲注 (30) 435 頁以下参照。管理運営主体については、徳本穰「FTZ に関する法制度の比較法的研究~管理運営主体のあり方を中心として~」国際商事法務 28 巻 2 号 (2000 年) 177 頁参照。

¹⁶⁷⁾ 徳本・前掲注 (30) 436 頁。この他にも、徳本教授は、管理運営主体等をめぐるパフォーマンスについての実証研究の必要性や、管理運営主体等の理想的なコーポレート・ガバナンスのあり方についての重要な指摘も行っている。

していくことにしたい。

なお、このような「管理運営主体」については、国家戦略特区に指定されている東京圏の「国際ビジネス・イノベーション拠点」と関連して、「東京開業ワンストップセンター」が、2015年3月31日に開所している168)。「東京開業ワンストップセンター」は、外資系企業やベンチャー企業等の開業手続を一元化する、国家戦略特区を活用したわが国初の取り組みである169)。行政手続に精通している職員や専門家による対応により、2015年10月1日から開始している法人設立や事業開始時に必要な定款認証、登記、税務、年金・社会保険、入国管理等の各種手続にスピーディーに対応することを目指し、多言語による通訳や翻訳サービスも提供しており、沖縄経済特区においても参考になると思われる170)。

最後に、沖縄経済特区を「Law Market 171)」との関連で、若干の付言をしておく 172)。すなわち、米国の「Law Market」という概念を考慮に入れて、法域として、国家・米国の州・各国の経済特区等について、一定の法の適用がある地域と捉える場合、どのように沖縄経済特区を位置づけるのかについてである。まず、Law Market の概念は、Demand side(需要側)から、当事者はコストのかかる望ましくない法域の規制を同避し、

¹⁶⁸⁾ 首相官邸ホームページ〈http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201503/31kaishos hiki.html〉。2015 年 12 月 4 日には、研究グループで「東京開業ワンストップセンター」へ 訪問して、企業誘致や起業に関する貴重な取り組みについてお話を伺うことができた。

¹⁶⁹⁾ 東京開業ワンストップセンターのホームページ〈http://tosbec.org/〉。

¹⁷⁰⁾ なお、管理運営主体については、各地域にある管理運営主体を包括的に対象とする特区 管理運営会社や特区管理運営庁の創設に加えて、国際投資の促進の観点から法整備の必要性 も指摘されている(徳本・前掲注 (30) 442 - 443 頁)。

¹⁷¹⁾ Erin A. O'Hara & Larry E. Ribstein, The Law Market (Oxford Univ. Press, 2009). なお、Law Market に関する国内文献としては、伊達竜太郎「Law Market ~アメリカにおける会社法市場の基礎理論~」沖縄大学法経学部紀要 15 号(2011 年)35 頁、伊達竜太郎「会社の設立準拠法主義の機能~アメリカにおける準拠法選択の議論を軸にして~」沖縄法学 42 号(2013 年)27 頁参照。

¹⁷²⁾ この点について、筆者は、2013 年 6 月の第 118 回九州法学会 (学術大会) シンポジウム『経済特区・企業・法ー国際的ゲートウェイを目指す沖縄の取組ー』において、パネリストとして、「Law Market・米国デラウェア州の状況・沖縄経済特区への示唆」の研究報告を行う機会に恵まれた。この点については、伊達・前掲注(157)71 頁以下で検討している。

特定の法域の法選択をする当事者の意思が重要である。次に、Supply side (供給側) から、当事者の法選択に影響を及ぼす利害集団が、法域の 法形成に対するインセンティブを有する。このような Law Market の観点から沖縄経済特区を分析すると、Supply side としては、国や沖縄県による「企業誘致」の様々なメニューが存在する。また、Demand side としては、「企業進出」「起業」「法域選択」等からの考察が可能である。

将来的には、「Law Market」について、米国や欧州で議論のある会社 法の州間競争や国家間競争という観点から、主に「会社法と市場」の「国際会社法」と「会社従属法」をめぐる議論を展開していく予定である。この場合、米国の上場企業の半数以上が設立しているデラウェア州や、欧州で「企業誘致」に成功している英国・アイルランド・スイス・オランダ等の法制度や判例・諸文献を分析していくことにしたい。

今後、沖縄経済特区では、さらなる制度設計と実務上の運用を改善し、経済特区への多様な業種の関連企業の集積と雇用促進が望まれる。沖振法の改正を生かし、沖縄県や各市町村の関係者は、沖縄経済の真の自立と持続的な発展を可能にするためにも、さらなる進出企業の誘致と経済特区の活性化に取り組むことが期待される。個人的な研究上の側面としては、上述した「沖振法の要件等」「管理運営主体」「Law Market」という経済特区をめぐる法的な課題について取り組んでいくことにする。このような観点を踏まえて、新たな研究成果を蓄積することで、わが国において、経済特区の分野におけるさらなる法理論的な発展に寄与することを願いつつ、本稿を終えることにしたい 173)。

【付記】本稿は、2014 ~ 2017 年度沖縄法政研究所(共同研究)の「沖縄 経済特区と法」における研究成果の一部である。

¹⁷³⁾ その他の経済特区をめぐる法的な論点としては、徳本穰「FTZ に関する法制度の比較法 的研究〜紛争処理の仕組を中心として〜」大内和臣=西海真樹編『国連の紛争予防・解決機能』 (中央大学出版部、2002 年) 519 頁参照。